

歌志内市議会会議録

第2日目（令和5年12月8日）

（午前 9時58分 開議）

開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番佐藤良治さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議案の訂正について

○議長（本田加津子君） 日程第3 議案の訂正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

議会冒頭の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。大変申し訳ございませんが、議案の訂正についてお願い申し上げる次第でございます。

令和5年12月6日に提出いたしました議案につきまして、次のとおり訂正したいので、歌志内市議会会議規則（昭和42年規則第1号）第18条の規定により議会の承認を求めます。

記。

1、議案。議案第41号かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について。

2、訂正理由。令和5年12月6日に提出したかもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について、条文に欠落があったため。

3、訂正内容。左が訂正前、右が訂正後でございます。

第1条は、目的の規定でございます。M・かもい岳株式会社が所有する固定資産で、か

もい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に対する固定資産税を免除することを目的とするものでございます。

第2条第1項は、適用範囲に関する規定でございます。減免の適用範囲は、歌志内市産業開発促進条例（令和4年条例第22号）第6条の規定により免除された固定資産とするものでございます。

第2項は、前項に規定する固定資産は、令和5年10月31日において所有する固定資産に限るものとするものでございます。

第3条は、委任の規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和6年4月1日より施行する。

附則第2項は、条例の失効でございます。この条例は、令和9年3月31日で効力を失うこととしております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 文章、昨日から委員会の中でいろいろすったもめがありまして、この議案に関して訂正という形であがってきました。昨日、私、委員会に参加はしてはいたのですが、ちょっと質問する時間がなかったもので、私の意向が今回訂正されて修正されたやつ載っているのかと思って見たのですが、当然、私、質問していなかったので載ってないのですが、これ一番最初の減免の特例と書いてあるのですが、初日にも聞いたのですが、減免ですとはっきりおっしゃっていたのですが、これ減免ということは、相手方、かもい岳スキー場になるのですが、この方は税金を納める能力がないということなので、減免と言っているのです。それをこの文章で、今出された文章で見るとはできない

のですよね。それをどう考えているか、聞いておきたいと思います。

第2条に書いてます産業開発促進条例でということなのですが、これ産業開発促進条例は課税免除なので、減免としては全然話が違うので、最終的に税金をゼロにするというところは同じなのですが、全然性質が違うので、この減免に関する促進条例が入っているのは、全然おかしなことです。地方税法に書いてあります。その辺の意見をちょっと聞いておきたいと思います。

この今出された文章で、公益性はどこにあるのですかという話なのですが、それが全然見えないのです。だから、それをどういうふうに読み取るのか教えていただきたいです。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 大変申し訳ございません。

ただいま女鹿議員のほうからの質問でございますけれども、まず税を減免するというところで、相手方企業の税を払う、そういった資力がなくなるといった部分かなと思っておりますけれども、前期、当社の決算状況を見させていただきましたところ、単年度において相当額の損失を計上されている部分については確認をしているところでありまして、昨日もお話しさせていただきましたけれども、今後かもい岳を運営していく上で、やはり経営の安定化というものが大変重要なことかなと、そんなふうに思っておりますので、こういった決算の状況、収入の状況も昨日ちょっとお話しさせていただきましたけれども、リフト収入の部分是非常に、その部分が主だった収入というには現在の状況の中で会社の安定支援を行うための今回の減免を特例的に行うと、

そういった内容でございます。

それと、減免がおかしくないのかということでございますが、あくまでも税額を減じると、そして免じるというような考え方の下で今回の減免という言葉を使わせていただいているところでございます。

それから、公益性の部分でございますけれども、これについても昨日の常任委員会の中でも御説明させていただいたかと思っておりますけれども、市がそもそも経営をしていましたスキー場、それから温泉施設、これらを市のほうから譲り受けたという、そういった経過がございまして、また市民が利用し、また市内の子供たちも利用する、そして温泉施設につきましては、当然ながら市民も利用すると、そういった中で公益性というものは十分持たれていると、そのような判断をしているところでございます。この条文の中にその辺の部分が具体的なものはございませぬけれども、やはりかもし岳スキー場、かもし岳温泉という部分につきましては、十分市民の中にはこういった施設について公益性があるというふうに御判断いただけるのかなと、そのように思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 資力の面では、昨日話聞きましたけれども、これから1億5,000万円、2億円ぐらいかけていろいろ施設をやってきたいという話をしている会社が、資力がなくて税金を納める力が本当にはないのですかという話なのです。そうではないでしょうと。その文章、そうやってさっき答弁されましたけれども、その文章を載せればいいではないですか。そういうことではないですか。条例とは、多分そういうことだと思います。

公益性の部分も、条例に関しては公益性がちゃんとはっきりしていないと載せれないと思います。何で減免するのか、それをきちんと明記するのが条例なのではないのですか。違いますか。認識の違いですと思われるかもしれませんけれども、これ、減免でも課税で

も、減額免除か課税免除かで全然意味合いが違うので、その辺行政として履き違えてませんかという話です。それをもととこの減免の特例でという話で持ってきているから今言っているのですけれども、本来ならです、昨日の委員会でもこの話をしようと思いましたが。けれども、する時間がなかったので今言っているのですけれども、その質問を聞いていて、もし聞いていて、僕ができていて、それだったら、この条例ではないものを出している可能性もあると私は思っているのです。けれども、私、いかんせん昨日、質問できなかったもので、当然それは入っていないのです。その辺、認識の違いとか、違うと思うのです。税金の免除するかどうかということなので、それをきちんとこの条例の文章の中に書き込まないと駄目なのです。だから、減免をするというのであったら、それをきちんと全部書き込んで出してくるのです。減免をするということは、それだけハードルが高いということです。これでは、それが把握できないのです。どうなのですか、それ。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま、この条例の中に公益性云々という部分、それから資力のない会社が多くの投資をした中でこういった減免がどうなのか、減免要求はどうかということなのかと思っておりますけれども、まず資力の部分につきましては、当然ながらそういった金融機関からの借入れ等を元に実施していくという考え方でございますけれども、当然ながら少しでも負担を減らすという部分が会社の安定、経営の安定に結びつくということでございます。そういった説明を受けてございますので、その辺につきましては、決算状況、あまりいい状況ではないとい

たしましても、今後のこういった、昨日も御説明させていただきましたスキー場を今後こういう形で生かして行って、そして温泉施設もこういう形で集客して、それでもって経営をよくしていくと、そういった形で昨日も御報告、御説明させていただいておりますので、その辺を重点に考えまして、今回減免という形を取らせていただくとところでございます。

それから、減免するという部分で、なぜかという部分なのですが、これも昨日の御答弁とちょっと重なる部分あるかもしれませんが、歌志内振興公社に対する固定資産税の減免の部分につきましても、この条例のつくりにつきましても、昨日来、訂正前に載せていた条項がそのまま歌志内振興公社でも同じ条立てというか、条項になっております。そして、昨日の上程させていただきました条例の本文の前に、提案理由という形がございますけれども、その中に公益性という部分につきましてもはうたわらせていただいております。その辺について御理解をいただければと、このように思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 公益性に関しては、全面に書いてますよということなのですが、公益性とは、スキー場がどういうことをしたら市民が健康になりますよ、スキー場が小学生だとか、使っている子供たちに対してスキー料金を無料にしますよ、そういったことは市内の子供たちに対して、それは公益性だと思うのです。だから、そういうことを書かれてないから、言っているのです。だから、公益性とは、見えるものになっていないと駄目だと思うのです。それが書いてないでしょうという話。

チロルの話もされましたけれども、昨日の委員会から言われているように、チロルとは全く別です、本当に。それを一緒だと考えている時点でこういうふうになるのです。違うものとして出さないと駄目なのですよという話を、昨日の委員会の中でも各委員、していま

したよね。チロルと一緒に考えてやっているから、こういうふうになるのです。

それで、ここに書かれています、第2条。この産業開発促進条例の話書かれていますけれども、この産業開発促進条例をちょっと改正して、議論をして、そっち側で話を進めたほうが、かもい岳スキー場には有利に課税の免除できるということだったのではないのですか。それをしないで、チロルと一緒にだからといって今回のやつを出してくるというのは、全然間違いだと思います。その辺の認識がもう、この条例をつくっている時点からずれているのではないかなと私は思うのです。その辺、市長、ちょっと最後答弁お願いしたいです。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今ほどいろいろな御意見いただいたところでございますが、私も先日、この固定資産税免除についての考え方について市長はどう考えているのかということで、公益性については、十分基本構想、まち・ひと・しごと総合戦略にもかもい岳スキー場は位置づけられておりますし、またここを基軸としながら交流人口の増、また健康増進ということも掲げてうたわれているわけでございます。そういった中から、公共性はもちろんでございますけれども、当市の観光産業の振興という分にも十分寄与する施設だということで、準公共施設的な考えで私しております。

そういった意味で、公益性というものは十分担保されているということで市民の皆さんもそれは理解をされるというふうに思っております。

条例につきましても、かもい岳、チロルと同じような考えなのかということで、今ほど質問がございました。産業開発促進条例のほうでこの免除について、何といたしますか、そのこの条項でうたえばいいのではないかということでないかと思いますが、やはりこの固定資産税の減免につきましても、しっかりと議会の中で私どもの考えをお伝えして、このコ

コロナ禍によって3年間非常に厳しい経営をされてきているということに鑑みながら、皆さんの同意をいただくということで、条例については上程をさせていただいたところでございます。

しかしながら、条文の欠落という部分がございますが、このたび訂正をさせていただいて、再上程させていただくことになりましたので、その辺、女鹿議員の意図する部分に十分合致していない部分はあろうかと思いますが、昨日の委員会の中でいろいろと議論をされた、皆様方のいろいろな御指示、御指導いただいた中で網羅したところでございます。

なお、詳細等につきましては、規則のほうで定めて進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） 昨日の委員会の話も今出てまいりまして、また女鹿副議長からも議案の内容のことで、条例のことを主に聞かれていたかと思えます。正直申しまして、私もチロルの湯と同時に、このかもい岳というもの、この歌志内のシンボリック的存在で、このものがなくなっていいなんてこと考えている人間ではありません。何とかうまくできるような状況づくりをいち早くしてあげたい、これが私の思いです。ただ、その思いを持っている我々がここで待ち構えていても、なかなか行政のほうでよしというような状況を出してくれない、それに正直言ってつらさを感じます。と言いますのは、昨日の質問の中でもわたしのほうからちょっとさせていただきましたが、担当する課が全て取りそろっていない状況なのではないですかという思いがありました。以前から話合いをしていって、それはしっかりと分かっているのに、今の状態で大丈夫ですという話があったのですが、私のほうから質疑をさせていただくと、その税の

ことに関しては、ほかの課長が1階に聞きに行くという状況も起きています。話合いはされているのでしようけれども、本気になってかもい岳を守っていこうという気持ちがあるのかしら見えない。そんなことをまた改めて担当する課と、そして市長、副市長が中心となってみんなで固めていかなければ、思うような状況、かもい岳もできないのではないかと思います。そういったこと、始めなければならぬ、期限があるのも分かります。この議論が終わらなければならない議論もありますけれども、今のままの状態ではいかがなものかなと思う、そんな感じもあります。どうぞ市民の方々も、そして当のかもい岳のほうでも求めているものがしっかりできるような、そんな体制をつくっていかねばならないのではないかと思います。これにつきましても市長からの答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） このスキー場に係る減免につきまして、今ほど下山議員のほうから御指導といたしますか、いただいたところでございます。税のほうの関係ということの解釈かなと思えます。この固定資産税減免につきましては、税担当のほうでそれぞれの案件について減免するというのではなくて、それぞれの所管、特にかもい岳スキー場でございますと産業課として、このコロナ禍の中でのこのスキー場の運営ということが、M・かもい岳様からいろいろな投資をしながらのこの4シーズン目を迎えるわけでございますが、その中で厳しい経営状況というのは、それぞれの担当の所管がそれを把握して、そしてこれについてどのように進めていけばいいのかということにつきましては、それぞれ担当がその経営状況も見ながら判断をしていくということでございますので、そのそれぞれのセクションでそれを決定し、そして税を減じるということにその次はなってくるものですから、それはそのセクションでその対応をするということでございます。

もちろんこの税、固定資産税減免等については、政策的なこともありますので、我々もその案件については慎重に判断をしながら、担当と協議をしながら進めているところでございます。どうか御理解願いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 理解したいのですが、全部の課と必要なこと話し合いを持ってしっかりと分かっているのですよと始まった委員会が、そこでの質問に対して答えられなくて聞きに行っているのです。これでは、なるほど、そうか、大丈夫かと、そういうのはちょっと考えづらいなという思いもあります。そういったことをなくすような状況というのをやはりやっていただかないと、そうですね、これはいいことですね、賛成しましょう、なかなか進んでいかない、いけないところはあるのだと思います。そこをはっきりと示してください。まず行政の中で間違いのないもの、そして一丸となってやっていける状況、かもし岳も間違いありませんから大丈夫ですよという、そんな話を絶対に待っているはずですよ。我々もその話が聞きたい。そのことをしっかりとこれからは始まってしまおう、始まるのはもうお願いになるのですが、それに向けてしっかりとやっていただきたいと思うのです。正直大丈夫ですよと言っていたものが大丈夫でないということが露見したというのが昨日です。そういうことのないような状況づくりをしっかりとしていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ありがとうございます。是正をしながら、今後、そのようなことないように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、本件について起立により採決をいたします。

議案の訂正についての申出を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田加津子君） 起立多数であります。

したがって、議案の訂正についての申出は承認されました。

訂正された議案第41号は、引き続き行政常任委員会に付託の上、会期中の審査といたします。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第4 これより、一般質問を行います。

質問は通告された範囲を逸脱しないようお願いをいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号1番、能登直樹さん。

一つ、運転免許証の自主返納について。

一つ、中央バスの減便に対する影響とこれからの公共交通機関等の考え方について。

一つ、国の物価高騰に係る補正予算「重点支援地方交付金」等について。

以上、3件について。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） それでは、改めましておはようございます。

通告書に従いまして質問をさせていただきます。件名につきましては3件でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

件名1、運転免許証の自主返納についてお伺いをさせていただきます。

近年、高齢者ドライバーの方々の運転免許証返納の話をよく耳にします。本市においても高齢者ドライバーの方や何らかの諸事情により、運転免許証を自主返納された方がいたかと思えます。

そこでお伺いします。

①本年、市民の方で運転免許証を自主返納された方がいたか伺います。

②現在、本市では運転免許証を自主返納され、運転経歴証明証の手続をされた方に対し、申請費用代として2,000円を助成しておりますが、今後、運転免許証返納時の助成金の増額などや、返納者に対しての新たな支援策などの考えはないか伺います。

件名2につきまして、中央バスの減便に対する影響とこれからの公共交通機関等の考え方についてお伺いいたします。

本市の人口の減少と並行するかのようにより、バスなどの公共交通の利用者も年々減少し、さらには近年のコロナ禍での影響により燃料高騰と運転手不足から、12月1日のダイヤ改正で中央バス歌志内線が日曜・祝日のみですが、4便が減便となりました。

そこで伺います。

①今回の減便により、高校生などや職場までの足として使用している方など、通勤・通学への影響等は生じないのかを伺います。

②行政として、今回の減便をどのように捉えているのかお伺いします。

③本市の歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年～令和7年度）の見直し策定まであと2年余りとなりますが、今後、市民の移動手段を確保するための交通機関等の見直しや対策等の見解をお伺いいたします。

件名3でございます。国の物価高騰に係る補正予算「重点支援地方交付金」等についてお伺いします。

今回の臨時国会において重点支援地方交付金の補正予算が11月10日追加され、11月29日の参議院本会議で物価高騰対策を柱とした2023年度補正予算が約1兆3,000億円で可決成立いたしました。そこで伺いいたします。

①今回の重点支援地方交付金として約1兆6,000億円が計上されており、生活者支援として本定例議会においても提案されています。住民税非課税世帯等々に対して1世帯7万円の給付のほか、LPガス使用世帯など

へも、各自治体が効果的と思える支援対策があれば、実施計画を策定して申請することができますが、本市の支援対策の見解をお伺いします。

②事業者支援として、介護施設などの光熱費や食料品価格の高騰分の支援などが盛り込まれていますが、本市の支援対策の見解をお伺いします。

③今回、省エネ住宅の取得や改修に係る費用の支援対策として、子育て世帯などに省エネ性能が高い住宅の取得や省エネ改修費用として、また企業の省エネ設備導入への支援などの経費として2,556億円が計上されています。本市の支援対策の見解をお伺いします。

以上でございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 能登議員からの件名1の①、②につきまして、一括答弁、私のほうからさせていただきます。

まず①の自主返納された方がいたかとの質問でございますが、本年の自主返納者は、現在のところ3人です。

次に、②の新たな支援策に対する考えでございますが、運転免許証を返納後に運転経歴証明書の交付を受けた方に対し、歌志内市交通安全推進協議会より申請にかかった費用、約2,000円なのですが、2,000円を助成しております。これは、自動車運転免許証を返納した方が、過去に免許を保有していたキャリアを顔写真付で証明するもので、その取得に対し同協議会から補助しているものであり、現在、増額については考えてはおりません。

また、新たな支援策とのことでございますが、免許返納後の高齢者の移動手段の支援として、免許返納後にタクシー券、バス券、商品券などを使用している他の自治体もございしますが、本市では福祉施策の中で同様な取組をしておりますので、その中での調整を図る

ものと考えております。

以上となります。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私からは、件名の2、それから件名の3の①、②について御答弁申し上げます。

まず件名の2の①でございます。今回の減便についてでございますが、中央バス歌志内線の減便につきましては、行政常任委員会への報告をはじめ、町内会、自治会の協力を得て、減便となる時刻表を回覧板として周知を図るとともに、広報12月号において公共交通の利用促進と減便後の時刻表を市独自で作成し、配布したところであります。今回の歌志内線の減便につきましては、土・日・祝日を対象とし、片道4便、往復で8便が12月のダイヤ改正により減便になったところでございます。

土・日・祝日を対象とした減便ではありませんが、中央バスによる乗降調査では、減便対象の乗降人数は、歌志内区間で平均乗降者数は約1.2人、車内最大人員が0.9人との結果であったと聞いており、土・日・祝日の減便であります。少なからず通勤者に対し影響があるものと認識しております。

続きまして、②でございます。中央バス歌志内線の減便につきましては、コロナ禍の影響を大きく受けたことで、収支の悪化により令和3年4月より14便の運行から、平日及び土・日・祝日を合わせて片道2便、往復4便の減便が行われ、これまで運行されてきました。今回、新型コロナウイルス感染症の落ち着きが見える中であっても、利用者の回復が見込めず、大幅な収支赤字が見込まれるとともに、乗務員不足が深刻化し、運行便数の見直しを行わざるを得ない状況から、土・日・祝日に限定し、利用者への影響を最小限にとどめることを前提に減便が行われたところであります。

市といたしましては、これまで事業者及び沿線自治体等と収支赤字への支援やバス運行

の効率化などについて協議を行っており、採算性を鑑み、必要最小限の運行便数の見直しは致し方ないものと捉えております。バス路線は、本市における基幹的な公共交通機関であり、利用者数が少ない状況にあっても市民の足として重要な交通機関と位置づけており、路線維持と確保は、最重要課題の一つとして、可能な限りの負担もしながら堅持していくこととしております。

続きまして、③番でございます。今後の計画の見直し等でございますけれども、本市における公共交通の在り方などにつきましては、その将来に向けた方向性を総合計画に、また過疎地域の持続的発展のための具体的な対策については、過疎地域持続的発展市町村計画においてその内容を示しております。本市唯一のバス路線については、路線の維持・確保を前提としながら、新たな公共交通サービスの研究、デマンド型交通などの調査や市民同士のライドシェアに関する研究など、今後も取り組むこととしております。

現在、国等においては、ライドシェアをはじめ新たな交通体系について、具体的な議論が進められていると聞いており、それらの動向を注視するとともに、広域での取組についても議論が進められつつあり、より利便性の高い市民の移動手段について検討を進めることとしております。

続きまして件名の3番、物価高騰等の補正予算の関係でございます。①本市の支援対策の見解でございますけれども、重点支援地方交付金につきましては、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、推奨事業メニューとして物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために追加されたところであります。推奨事業メニューにつきましては、庁内において対象事業を募っており、現在、実施計画の提出に向け準備を進めているところでございます。

次に、②番でございます。支援対策の見解でございますけれども、燃料や食料品価格等の物価高騰は、高止まりの状況であり、市民

の家計に大きな負担になっているとともに、事業者においても引き続き厳しい経営を余儀なくされているものと認識しております。これまでも商工会議所と連携を図りながら、低迷する地域経済の活性化のため、市民への地域商品券の交付や福祉施設及び事業者支援として支援金を交付するなどの取組を行ってきたところであります。

世界経済の情勢は新たに中東情勢の不安な状況などが加わるなど、さらなる地域経済の影響も懸念されております。このため、引き続き商工会議所や金融機関などとも連携を密にし、情報収集を図り、事業継続や雇用を守るための支援策について、市単独での実施も視野に関係所管と検討を進めることとしております。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから3の③番、省エネ住宅の取得や改修に係る費用の支援対策について御答弁申し上げたいと思います。

このたび国会で可決成立されました住宅の省エネ化への支援強化に関する予算につきましては、子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅取得並びに省エネ設備の改修、導入に係る支援が盛り込まれ、いずれも住宅所有者に補助金全額が還元されることを条件に、工事施工業者に交付されるものであります。

市といたしましては、これら制度のPRに努めるとともに、担当職員が制度内容を十分理解した上で適宜相談に応じてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ありがとうございます。それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず最初の運転免許証の自主返納についてですけれども、今年度におきましては市民課として押さえている返納者につきましては3名ということで、今、御答弁をいただきました。これは運転経歴証明書の交付申請の助成

制度を活用した方が3名いたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） この3名につきましては、あくまでも自主返納という3名でありまして、2,000円の助成金の申請を受けた方についてはゼロ人でございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） あくまでも市民課で押さえている自主返納の方は3名ということで、申請書を提出された方はゼロ名ということで答弁をいただきました。基本的にこの自主返納は、主に高齢者等々がもう運転免許、運転できないよということで自主的に返納されるということで自主返納、それに対しての交付金として市として申請代1,100円、写真代合わせて800円、合わせて2,000円という支援をされている事業であります。これらにつきましては、先ほど答弁にもありましたけれども、市交通安全推進協議会の事業として平成30年度から70歳以上の方で自主返納されて、なおかつこの運転経歴証明書の交付を受けた方について2,000円の経費負担ということで支援をされておりますが、返納後の交通機関などの利用時に対しての現在の助成制度というのは基本的に私はないという認識であります。そのとおりでよかったですか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） あくまでも協議会としては2,000円の交付というところまででございます。そのほかに交付についてはございません。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 基本的にこの運転経歴証明書を交付した方に対しての2,000円の経費負担ということで、根本的には市としての運転免許証を返納した後の交通利用時等々のそういう助成については、全く皆無ということであります。

本市においてこの制度がもう5年経過しております。これから基本的に免許証を返納さ

れる方がただ多くなると私は思っております。なぜなら、この歌志内高齢化率ももう54%を超えている状態が続いております。これからたくさんの方が運転免許証を自主返納され、本市においては車を手放す、そういう状態が今後増加傾向にあるかなと思います。

こういう交通機関等の利便性を求めて、そういう方が自主返納された後ですけれども、そうしたらその後歌志内でどうやって、今まで車で運転していたのですけれども、そういう支援がないということで、やはり交通機関等の利便性を求めて他市町へ転出される方もたまにいらっしゃると聞いております。

車を手放すと、いろいろな面で今まで運転していて自分が自由に動いていたものが動けなくなる、そういう方が出てこられる、そういうこともあります。

また、本市においては70歳以上ということで、何らかの諸事情によって70歳以下の方でも自主返納ということは今後あり得る可能性があります。それについて、今は助成とか、ものは考えていないという御答弁でありましたけれども、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 市としては、本市の場合、他市町よりは早くに高齢者に対する支援ということでは、バス券なりタクシー券というものは、交通制度という観点以前の問題で助成を福祉施策の中でやってきた経過がございます。その金額がどうかこうかというのは、またこれは今後における検討だとか、いろいろと調整だとかしていかなければならない。免許証の返納にあえて、例えば最大、近隣でも一時的に5万円を支給している自治体も存じています。大体は1万円いくかないか、5,000円か、それは返納するためのきっかけづくりということで、そのときだけということでの内容と私は受け止めています。併せて、免許につきましては、あくまでも個人の、全住民が免許を保有しているわけではない。ライセンスとして自動車免

許証を取得した人が高齢化になってと、併せてそれらを私のほうでは高齢化社会が成り立っている歌志内市は特に超高齢の自治体に突入しております。福祉施策という中で、移動支援、それから外出支援というような中で取り込まれておりますので、その辺で市民全体の考え方の中での調整というものが必要で、そういう検討が必要でないかということで、議員のおっしゃられる起爆剤となる部分、これはまたちょっとどういうふうに検討するかという余地はあろうかという認識はございますので、ただ全体的な考えとしては福祉施策の一環の中での調整を図っていくことがよろしいのかなという考え方でございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、課長答弁ありましたその起爆剤ということなのですが、今、課長答弁もありました。福祉政策の面では、現在75歳以上の方に対しては高齢者外出支援、交通機関利用助成金として年間6,000円、これ75歳以上です。タクシー代、もしくはバス代として出されております。また、本年、実証実験として、これも75歳以上ですけれども、バス代100円、タクシー代500円で市内移動できます。こういう面では、福祉政策の面では充実しているとは私も思います。ただ、この70歳から75歳の空白年齢時間、時間というか年齢対象、また先ほど言った何らかの事情によって67歳、68歳で返還する方もいらっしゃるかと思います。これはやむを得ない事情があつて、そういうときの助成の施策として何らかの制度があつてもいいのかなと私は思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私どもも実際には70歳から75歳の、いわゆる能登議員のおっしゃられたちょっと隙間的になっているのではないかなというようなお考えではないかな、私も共感するところはございます。それらを含めて全体的なことを考えれば、私と

しては福祉施策をまた協議しながらやっていくことのほうが市民的にはよろしいのかなという考え方を持っていて、検討の余地はあるという考え方で認識しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長、先ほど来答弁され、福祉ということでありますけれども、基本的に今まで何とか自分が車を運転して、いきなり免許証返納して、その後交通利用をするときに、自分もそうなのですけれども、基本的にバスとか汽車とか乗ったことがない、そういうときに対して、返納したときから75歳になるまでの一時的なものを、その期間の間だけでも何とか、自主返納してそれに対する見返りではないのですけれども、まずこの歌志内に住んでいただくためにも、これも先ほど来課長から言っている、よく5万円支給されているまちがありますということなのですけれども、上砂川町につきましては、先ほど課長答弁がありました5万円、これは3年間有効です。返納してから3年間有効とされています。砂川市は1万円プラス商品券、芦別市は2万円の地元商品券、これが交付というか支援されております。これは令和3年12月定例会のときにも、現議長であります本田議員が質問されておりますが、そういうことでその空白の時間、またそういう方たちを支援する助成といたしまして、令和3年から5年まで2年余りがありますけれども、その辺、それから庁内会議とか課内会議とかという、そういう自主返納に対する支援というのはちょっと議論されたことがあるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 情報のデータの収集ということでは、当然、例年どれだけの方が自主返納をされているかということは取っております。ただ、歌志内的にいきますと、ちょっと公表の部分では、年齢だとかが細かく警察のほうからいただいておりますので、その年齢が何歳の方が返納されたのか

ということまでは承知はしておりませんが、ここ3年、4年間の間の推移といたしまして自主返納はほとんど片手程度という流れで動いております。そういうような部分で、特段これに対して今までの部分の施策というもので、むしろ金額的には少ないですけれども、自主返納された方への助成額、助成金があるよという制度、これらも市民周知がなされてなかったのではなかったのかということでは、遅ればせながら11月号の広報でこういう制度あります、それについては過去に申請した人についてもよろしいですよというような形で住民周知を図ったところがございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 確かに11月号のときに自主返納の記事、文言記載されております。本当、先ほど来言っております今、課長もありました、年間片手程度以下の方がいらっしゃるかなということなのですけれども、要は片手程度でしたら、逆に予算というものもそんなに大きな金額にはならないのかなと。その間にやはり不自由する方はいらっしゃるというのが現実でございますので、今後、施策、いろいろな面において助成制度を、支援制度を考えていただいて、1人でもそういう交通弱者ではないですけれども、今までやはり自分で動いていた分、やはり不自由になる、その分、1回こっきりでもいいですから、1年なのか3年なのかちょっと支援制度というものも今後考えていただければなと思いますけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

次の今回の中央バス減便についての公共施設の考え方についてちょっとお伺いさせていただきます。

今回の減便につきましては、4便ということなのですけれども、今回、12月号の広報の2ページから3ページにかけましても、「みんなで守ろう、公共交通」と題して掲載をされておりました。変更時間表についても先ほど課長答弁がありましたとおり、広報の中

に別紙折り込みチラシが同封されておりました。今回の減便は、令和3年4月1日のダイヤ改正時に、お昼の時間帯をちょうど挟みまして4便が減便をされております。これも先ほど課長から答弁をいただきました。それに続いて、たった1年10か月余りで、この短期間で今回のさらなる減便になったことは事実であります。今回は土曜日、日曜・祝日の4便にとどまってはおりますけれども、必然的にこれから利用者数、また高齢者率によって、人口減少によって、いろいろな面が加味されますけれども、当然これ、平日の減便もあり得る話となってまいります。

そのようなことも懸念される中で、今回12月号の広報にお知らせと併せて歌志内線の現状と利用するメリット5項目と、なくなると困りますよという内容の4項目からなるものが掲載されていたと思います。その辺は課長としてそういうことを危惧されての12月号の掲載ということになったのかなと思いますけれども、その辺については課長、どうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今、能登議員がおっしゃるとおり、12月1日号の広報につきましては、手前どもで減便になった時刻表はもとより、保存版用としてなるべく大きくということで、折り込みでA3版にして改正後の時刻表を一緒に折り込んでおります。それと今回は12月1日号で今言われたように、利用促進、利用していただきたいですよと、なければ将来不安になりますよということも含めて掲載したところでありますけれども、多少利便性が高まるように配った、折り込んだ時刻表には、JRとの接続、それから滝芦線のバスの接続もイメージできるような、ちょっと工夫する点はまだまだ改良する点はございますけれども、まずちょっと1回やってみようということで、広域での公共交通と意識しながら時刻表を作ったところでございます。

懸念材料はまだまだ人口減少に限らず利用者数が減っているというのは事実でございます。大まかに示したグラフのとおり、コロナ前の利用者数には戻っておりません。この辺のところは中央バスのほうの経営に大きく打撃を与えている。それから先ほど、御答弁の繰り返しになりますけれども、乗務員の確保が非常に難しい状況が生まれているというところで、走らせたくても時間を減便せざるを得ないという状況もあるということをお知らせしていきなさいというふうにご案内しております。

○議長（本田加津子君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今回、本当、土曜・日曜・祝日のみということで、平日に比べるとやはり通学とか通勤者がいらっしやらないということで、大した影響がないのかなという感じはいたしますが、これから本当、先ほど課長答弁にありましたとおり、どんどんコロナ禍も回復していない、そういう状態が続いていくと、これから公共バス、中央バスの利用度がだんだん減っていく可能性があるということです。

それで今回、歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画、この中の19ページから20ページにかけて、公共施設の整備、交通手段の確保、また交通手段の項目の中で、今後、バス路線の円滑な運行に向け利用頻度に応じた運行時間、運行回数等の調整を図る必要がある。一方、住民の移動手段の確保のために、実情に応じた公共交通サービスの維持、確保が必要であると記載をされておま

す。また一方、その対策として、交通手段確保の項目では、アといたしまして、地域の公共交通を維持・継続するための各種対策を図る、イとしまして、地域のコミュニティバス、デマンド型交通等について調査を進め、導入について検討する、またウにつきましては、市民同士のライドシェアについて研究し、実証実験を検討すると、こう記載されております。

基本的に、先ほど課長答弁もありました、今、政府でライドシェア問題が取り沙汰されておりますが、ライドシェアにつきましては、まだいろいろな諸問題があって、これはかなり時間がかかっていくのかなという自分の認識ではあります。こういうことを鑑みたときに、またこれから市として今後どのような研究をされて、またいつ頃までをめどにこの協議を、めどについていつ頃までにこの最終的に着地点として協議をされていっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 先ほどの御答弁でも申し上げたとおり、本市の唯一のバス路線の路線の維持・確保というのが大前提になった上で、並行してそういったライドシェア含めまして研究していかなければならないというふうには以前からお話しているとおりでございまして、期限がいつまでということではございませんけれども、これは過疎地域の計画にも掲載しておりますし、総合計画のほうでも、基本的には路線の維持・確保というのが前提に置きながら、まずは歌志内の市内でどういった交通体系というのが望ましいのかということのを改めて考えていく必要があります。昨年来、中空知地域において公共交通協議会というのを設けまして、北海道の振興局のほうで計画をつくったところでございますので、そういった広域的な観点で公共交通を考えなければならないと。これは今、実証実験で市内移動の助成事

業というのをやっておりますけれども、今、その結果がまとめられつつ、今、アンケートもやられておりますので、そういったところのニーズの、市民からのニーズも聞きながら、どういった、歌志内にとって交通体系というのが望ましいのかというの、ライドシェアとか、今言われているもの以外も含めて検討していかなければならないのかなと思っておりますし、実際、文珠地区のほうで町内会と民間の福祉施設とが連携して、試行的にそういったところに取り組みかという動きもあるように聞いておりますので、そのことを発展していくのか含めて見守っていききたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 基本的には、着地点というところは目に見えない、これからどんどんどんどん協議を進めていって、最終的なところが着地点となると思います。

今、課長答弁の中に、空知振興局が中心となっている、中空知地域公共交通活性化協議会、これは実際にありました。この協議会、中空知5市1町から形成されているものと私は認識をしております。今年度につきましても、5月に1回と6月に1回、5月は1回目、6月は2回目となる協議会が開催されております。

昨年も同様に2回の協議会が開催されているかと思えます。その6月協議会の中で、地域住民の生活を支え、また持続可能な将来の交通体制を構築するため、地域公共交通のマスタープランとなる中空知地域公共交通計画、これ先ほど課長が答弁されました。また、空知地域公共交通計画素案についてもパブリックコメントとかの結果が提出されているかと思えます。その結果の中にこういうものがありました。案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするものとして、目的地まで移動手段についてですが、公共交通機関の利用率を上げるためには、降車してから目的地までの移動手段を提供できるかが重要課題と考えますと。現在の路線で

は、降車してからタクシーに乗車するか、徒歩で歩かなくてはならず、自家用車で移動するよりも金銭的、時間的な負担が大きい。デマンド交通の充実や自転車、電動キックボード、小型電動自動車、乗っておばあちゃん、おじいちゃんが乗るやつなのですけども、レンタルできる仕組みなど、自宅から目的地までの交通手段が確保できれば、自家用車からの切り替えも進むかもしれませんねと、こういう記述があります。その点について、課長どう思われているか、ちょっと御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） この協議会でつくった交通計画の中で、最終的にそういったパブリックコメントとかいろいろな御意見があるというのも私のほうも承知しております。

今、議員おっしゃられた件についても目にはしております、歌志内の中で申しますと、前にも言ったことがあるかと思うのですが、バス停から自宅までの距離というのが約300メートル以内ぐらいの範囲で大体収まるというようなのが大体の実態でございます。歌志内に限っては。ただ、この広域的な部分でいきますと、砂川市、滝川市、周辺の自治体でいくと、バスを降りてから自宅、もしくは買い物に行くスーパー等に向かう、たまたまバス停が近くにあればいいのですけれども、やはり一定の距離がある中で移動しなければならないということで、実態としてそういった御意見があったというふうに私は認識しております。

その件に関しましては、歌志内市内、市に限っては、バス停からは比較的近い状況にあります、いわゆる前にもお話したことがありますけれども、空白地域が実はない地域でございますので、幸いにして狭隘な幹線道路が1本しかないという状況の中で、路線バスが走っているということなものですから、道道に出ればバスに乗れるという状況には今現

在ありますけれども、ただ、中にはやはり高齢になって、その100メートル、200メートルもなかなか歩くことが大変だというふうには話も聞いておりますので、その行動のところの部分、どうやって補完していくかというか、手を差し伸べるかというのは、今後の課題だなというふうに認識しております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 地域性は、これは多々あるかと思うのです。本当は、今、課長答弁がありましたとおり、歌志内につきましては、バス停から降りてほぼほぼ自宅が300メートル以内圏内に存在する、これは重々承知はしております。

ただ、やはりバス利用していただくためには、ほかの手段、先ほどからの課長答弁がありましたけれども、この手段を考えていただいて、本当この中央バスというのは、今、歌志内においては重要な交通機関であります。やはりこれを維持しながら、なおかつ市民にどの程度提供できるか、そういうものを考えていったときに、今後のものもいろいろな議論をしていかなければならない、これはもう、私が議員になったときからデマンド交通等々、またライドシェア等々についてもやっているところの例は挙げながら再三質問させていただいているところではございますが、正直言って提案したからすぐこれが実現できるかということではありません。これからまた長期間、考えていかなければならない諸問題、交通機関であったとは思っておりますけれども、やはりこれは、本当、今、中空知もやっておりますけれども、十二分に協議を進めていった上で、この歌志内にとって現状本当に何がいいのか、何を皆さんが、市民が望んでいるのか、そういう要望はたくさん届いているのは現実であります。先ほど言った高齢化率も54%になります。あと、歌志内につきましても、5年、10年先を見たときには、高齢化率は多分もっと上っているかなと思います。そのときになってからどうしようという

ことでは、課長もその辺は重々御検討されておりますけれども、そういうことを今からやっていっていただければと思います。

そこで、ちょっと市長にお伺いしたいと思いますけれども、これまで本当、私、何度か公共交通機関に関しては質問させていただきました。令和3年の定例会では、東川町と町内会の取組、先ほど課長からもちょっと文珠方面でということでありましたけれども、自治会自らが市から仮り受けた公有車を使って、車を運転しない高齢者を地域住民が見守って送迎するシステム、また令和2年の9月定例では、今、政府が進めようとしているライドシェアに関して、これは天塩町でしたけれども、内容等交えて提案をさせていただいております。

公共交通の在り方について、本当る説明をさせていただきました。そのときの市長答弁として、高齢化率が高い本市においては、そういった利便性のあるデマンド、あるいは支え合い、そういう交通手段も必要かなと思っております。また、内部でどういうことがいいのかということで協議・研究はしているところでございます。また、総合的にどういう形がいいのかということで、外出支援も含めて総合的に検討していきたいと思っております、こういう御答弁がありました。現在、実証実験として高齢者市内移動支援、75歳以上に対してはタクシー500円、バス100円、これは皆さん喜んでいただいております。次年度も続けていっていただければと思います。

また、今後において市民、または交通弱者と呼ばれる方に対して、どのような公共交通機関対策なるものが理想的、または抜本的な解決策となり得ると市長は今現在お考えなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） なかなか難しい質問なのですけれども、抜本的解決というのはなかなか見い出せない状況ではございますが、やはり能登議員から今、やはり重要な部分と

いうのは中央バスをいかに堅持していくということにあるかなと思います。土・日は8便ということで減便になったところがございますが、この中央バスにつきましても、それぞれ中央バスにつきましてもは国のほうにいろいろなお願いをしているというふうに伺っております。

バスもかなり老朽化しております。また、そのバスも中央バスが購入するというだけでなく、補助金を頂いた中で低床のバスとかもっとコンパクトなバスということもいろいろ中央バスのほうでも検討しているというふうには伺っております。

当市の場合、今ほど外出支援のお話がありました。現在、今75歳以上ということで試行しているところでございます。大体月300人前後、タクシー300人、バス300人というふうに分析結果がなっておりまして、皆さん非常に利用いただいているのかなというふうに感じております。

まさに入口から入口といいますか、自宅から電話をして自宅に来るとというのがタクシーでございますので、これに勝るものはなかなかないのかなとは思いますが、いずれにいたしましても市のほうで個人負担の差額を払うということになりますと、財政的な状況も踏まえた中で、公共交通の在り方としてデマンドも含めてライドシェアということも念頭に置きながら進めていかなければならないのかなと思います。

ライドシェアにつきましても、いろいろな問題、タクシー会社とのその辺との関わりの問題もあると思います。

そんな中で、当面、この外出支援につきましては、後ほど川野議員のほうの質問に対してもお答えすることになると思っておりますけれども、年齢等についていろいろ検討しながら、また財政状況も見極めながら年齢の引下げ等も含めて、まずは検討していきたいというふうに思っております。

また併せて公共交通の利便性の向上ということで、ライドシェア、デマンドという部分

についても研究をしていかなければならないかなと思っております。

今後、将来的に、やはりCO₂の削減ということになりますと電気自動車、あるいは無人のレベル4ですか、そういった運転手がいなくても道路上を走るといようなことにもなっていくのかなと思っておりますけれども、これはまだまだ先の話でありますし、北海道は雪国でございますので、雪の克服ということもあろうかなと思えます。

いずれにいたしましても、調査・研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ありがとうございます。

ちょっと再三くどくはなりますけれども、本当、今後、このままいくと、歌志内市の人口が本当進む、並行しながら、当然ながら利用する乗車数も減少しています。本当最悪、午前中に1便、お昼頃に1便、午後から1便、1日3便になる可能性も、これは多々あることです。このまま何もしないでいけばの話ですけれども。

本当に最終的には、中央バスも、すみません、歌志内線は廃止させていただきます、こういう最悪の事態も懸念されていきます、今後。そういう中で、今から本当、先ほど来課長、また市長答弁をいただいておりますけれども、対策を取っていかなければならない、今から手を打っていかなければならない、そう私は思います。若い世代がまたこれから公共交通のことで悩まないように、別の交通機関も視野に入れて取り組んでいかなければならないと思います。

例えば本当先ほどから出ているデマンド、乗り合い、ライドシェア、このほかにコミュニティバスというものもあります。先ほど課長が空白地帯はないということなのですが、コミュニティバスにつきましては、基本的に空白路線はないということではうたわれておりますが、根本的にはコミュニティに

関しては空白云々という決まった定かなものがないということでなっておりますので、ぜひそういうものを並行して取り入れていただいきながら、また迅速、果敢にこの政策を押し進めていただきたいと思えますけれども、その辺、再度くどい質問になりますけれども、その辺をどう捉えているか、ちょっとまたお答えいただければと思えます。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 人口減少とともに中央バスの経営を考えると、減便も今後そういう話も出てくるのではないかなというふうなお話でございます。

先ほど、繰り返しになりますが、外出支援ということで、バス、タクシーを市民の皆さんに、75歳以上でございますけれども、利用していただくということで、これにつきましては、御存じのとおり個人負担100円で最大360円の260円を当市のほうで中央バスにお支払いをしているところでございます。直接中央バスに補助金ということも、そういう考え方もありますけれども、市民の皆さんを介したといいますか、市民の皆さんを通して中央バスにたくさんの方を乗っていただくことによって、260円掛ける人数分が中央バスにいくということでございますので、中央バスのほうもそういった意味では現状よりはそういう市の取組に対して一定の収益、一定の運賃、そういうものが入ること、これは今後も進めながら、また減便等々があまりにもいろいろな問題を起こすことになれば、市としても単独で何かの方法を考えると、そういうことを進めていかなければならないかなというふうには思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、市長答弁がありました。最悪的に本当に中央バス等々なくなれば、市が責任をもって市営バス等々を運行する自体になりかねないという、そういう事態になりますので、よろしく願います。

基本的に交通機関については、いろいろな

ことがこれから想定されますけれども、一日でも早い道筋をつけていただいて、まず今、歌志内に住んでいる方々へ、今後、交通機関体制は盤石なのだよということを訴えて、市民の方に安堵感を持たせていただく、そういう結果を市民も望んでいるかと思います。まずは迅速な対応をちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問、重点支援地方交付金についての質問に移らせていただきたいと思います。

課長からの本当先ほどからる御答弁がありましたけれども、今回、政府の補正予算としまして重点支援地方交付金が臨時議会で可決成立されました。その重点支援地方交付金には低所得者世帯枠として1.1兆円、推奨事業メニューとして5,000億円、合わせての1.6兆円が拡張されております。

本市への給付額というのは、これは私は分かりませんが、本定例会においても低所得者また均等割、住民税均等割につきましては、1世帯7万円の支給ということで議案提案がありましたが、本市としてこの低所得者に対しての1世帯7万円支給というのは、年内中に支給は可能かどうか、ちょっともう1回、確認のためお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 年内に支給するように、今、手続を行っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 速やかな対応で年内支給していただきたいと思います。

まず、これから師走になり、お正月を迎える世帯が多々多くあります。7万円頂くと、多少ですけれども、お正月もそれなりの御馳走を食べることができるのかなと、ぜひそう思いますので、年内支給を可能な限りできるように、よろしくお願ひを申し上げます。

先ほど触れましたけれども、この重点支援地方交付金には、低所得者世帯枠、今言ったものと、推奨事業メニューもあります。その推奨事業メニューの中には、生活者支援用

と事業者支援用に2区分されております。読んでごとき、生活者に対しての支給、支援給付として、また事業者に対しての支援給付としての活用を促す給付金でございます。

この生活者支援用では、消費の下支えをするための項目がありまして、そこに記載されているのが、エネルギーや食料品等の価格の物価高騰を受けた生活者に対して、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組を行ってくださいますか、LPガス使用世帯への給付等の支援とかも行ってもいいですよというのが書いている。今回、先ほど低所得者世帯には現金給付1世帯7万円でございますけれども、それで政府の物価高騰対策支援の中で、現役世帯の方については、我々は税金を納めているのに何の支援もないのではないかと、そういう声が上がっているというのが実感であります。この現役世帯に対しても、来年6月に所得税の3万円と住民税1万円、合わせて4万円の定額減税が明記はされておりますけれども、これは来年の話です。半年間後のことです。そういう方たちがいますけれども、これも1回こっきりでと言いますか、1回だけの支援ということなのです。で、現役世帯は、何も支援を受けていないような気がしますということが言われております。その中で、本市として生活支援枠で使っている水道料、また下水道料助成など、またLPガス代、もしくは現金等々の支援はできないのか、その辺をちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 昨今の物価高騰なり燃料高騰の関係で、先ほど御答弁申し上げたとおり、家計の負担は非常に重くなっているということにつきましては、私どもも認識しているところでございます。

歌志内市といたしましては、6月の定例会、それから10月の臨時会含めまして、全市民1世帯当たり1万円の商品券を2回にわ

たって交付しているところがございます。それ以外に事業者支援ということも含めて福祉施設への支援を行ってきたところがございます。

これは他の周辺自治体と比べても、実は先行して取り組んできた部分もございますし、さらに上乘せをしてやってきている部分もございます。実際今、市民向けの商品券につきましては、2月末までの使用期限、それと重複して商工会議所が中心になって行ってもらっていますプレミアム商品券につきましても、2月末までの利用期限ということになっておりますので、できればその辺を活用していただきながら、この年を乗り越えていただければなというふうには考えておりますけれども、そういった幅広い、北海道のほうも独自にLPガスの世帯に助成をすとかというふうなこともございますので、今、先ほど答弁でもお話ししましたけれども、庁内において各所管からそういった事業の洗い出しをお願いをしておりますので、今しばらく待っていただきたいなというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 確かに地域振興券、年内2万円頂きましたし、商品券あります。結局また商品券とか振興券になると重複して使い切れないということがあるので、基本的にはできれば現金、これから加味されると思いますけれども、予算が伴ってのことなのですけれども、ぜひやはりそういう現役世代にもああという、よかったねというような声をいただけるような政策をまたちょっとやっていただいて、できれば個人的にはいつも言うように現金支給が一番いいのかなとは思っていますので、その辺よろしく願いいたします。

また、事業者用に向けても医療機関とか介護施設、福祉機関等々、また学校施設、また事業者にもエネルギーの価格高騰の影響を受ける中小企業や商店街、自治会等に負担緩和、こういう省エネに対しての予算もついて

おります。こういうのは実施計画を立てて、たしか12月22日の12時までに提出しなければできない、たしか内容のものだと思いますけれども、その辺の事業主に対しての事業に対する支援等々はどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 事業者支援ということを含めまして、先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、会議所なり金融機関の御意見も聞きながら、状況を把握しながら考えていきたいと思っております。特に燃料高騰によって、やはり大量に燃料を使っている事業者等々もございますし、水道料金が非常に多く使わなければならない事業所というのもございます。そういったことも加味しながら考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 先ほど来、本当、年末もありますし、やはり高騰物価、またエネルギー、本当苦しんでいる事業所、また世帯多々あります。何とかそういう方たちに対してもよかったねと言っていただけのような市政、設備をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さんの質問を打ち切ります。

質問順序2、議席番号5番、川野敏夫さん。

一つ、歌志内市の交通安全関連の団体、協会等の組織について。

一つ、高齢者の外出支援について。

一つ、（仮称）児童センター等一元化施設工事について。

一つ、歌志内の伝統、文化の継承とイベントについて。

以上、4件について。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今回、4件質問させていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

件名の1、歌志内市の交通安全関連の団体、協会等の組織について。

この時期、各地で冬型の交通事故の報道があります。歌志内市は、市民総意で交通死亡事故死ゼロ5,000日を目指しています。そんな中で、交通安全への体制について伺います。

①市の関連する交通安全関連の団体及び組織に現在どのような活動があるのかを伺います。

②交通安全に関しては、赤歌警察との関連もあって、赤平市との連携も重要視されると思うが、確立されているのか伺います。

③交通安全に活動されている各委員に対する報酬、費用弁償等の支給が滞っていた件は解消されたようだが、今後かかる事態発生回避への改善策が確立されたのか伺います。

件名の2、高齢者の外出支援について。

①買い物外出支援の実証実験が年度末まで継続されているとのことだが、即来年度予算への反映をどのように検討されているのか伺います。

②公共交通機関以外での外出支援施策についての検討はされているのか伺います。

件名の3、（仮称）児童センター等一元化施設工事について。

公共建設事業などの見直し、検討が続く中で、必要最小限の機能を備えた計画とのことなので、再度伺います。

①現在の事業の進捗状況を伺います。

②それぞれのエリアの利用人数が、完成時の人口規模に対しての想定と合致しているのか伺います。

件名の4、歌志内市の伝統、文化の継承とイベントについて。

①こもれば、大正館、ゆめつむぎ、観光館の周囲エリアが歌志内の芸術文化にふさわしくつながっていくと期待をしたいが、実現性への見解はいかがか。

②歌志内のイベントとして、なまはげ、市民祭り等が定着してきているが、昔からの盆踊りを文化として継承し、支援すべきと思うがいかがか。

③歌志内の冬の文化はスキーです。これを継承する適切な連携、支援が必要と思うが、いかがか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私のほうから、件名1、歌志内市の交通安全関連の団体、協会等の組織について、①から③番について、一連の流れで御説明させていただきます。

まず、①の市の関連する組織で市民課が事務局となっているものは、歌志内市交通事故死ゼロ作戦本部、歌志内市交通安全推進協議会、歌志内市交通指導員会、歌志内交通安全協会があります。

各組織の主な活動は、推進協議会では地域組織における交通指導部の育成と実践活動の指導、指導員会では、主要な横断歩道並びに交差点等における児童生徒等の登下校における安全通行の指導、安全協会では交通安全功労者の表彰などが挙げられます。また、これらの団体のまとめ役として、歌志内市交通事故死ゼロ作戦本部があり、主に交通事故死ゼロに向けた目標の実施計画や市内の交通機関、交通関係団体、町内会連合会、婦人会連絡協議会、校長会、老人クラブ連合会、赤歌警察署、そして市議会との連絡調整を行い、春、夏、秋の各季における交通安全運動を実践しているところでございます。

次に、②の赤平市との連携でございますが、交通安全協会につきましては、赤平交通安全協会に免許更新時の受付事務を依頼しており、また安全運転管理者協会に関しては、赤歌地区安全運転管理者協会歌志内支部がございまして、赤平市との連携ということでは、特段の確立されたものはございません。

次に、③の今後の改善策の確立でございますが、①の質問にあった各組織につきまして

は、事業内容や役員、会員が重複している部分が多々ございます。その分、会議出席者の重複や事務も煩雑となることもございます。

現在、交通事故死ゼロ5,000日達成に向け、交通安全運動を展開しておりますが、各種団体においては、人口減少に伴い、地域の担い手、役員の担い手に困難さが増してきて、人選にも苦慮していることを聞いております。今後は、各組織の事業内容を洗い出すとともに、組織の統合や再編を視野に入れ、組織の調整を図ることにより、この事態発生回避に向けた改善となることと考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 私のほうから、件名の2、高齢者の外出支援についての①と②について答弁いたします。

初めに、①来年度予算への反映をどのように検討されているのかについてですが、事業実施に向けて来年度予算へ計上する予定です。なお、現在行われている北星学園大学による実証実験の分析や市内乗車券を交付している方への聞き取り結果、また冬期間の利用実態を想定する中で、次年度以降の本格実施について関係課で検討中であり、基本的に年齢要件を引き下げる方向で予算計上をする考えであります。

次に、②公共交通機関以外での外出支援施策についての検討はされているのかについてですが、地域住民の移動手段となるバス路線を維持・確保することは重要な課題と考えておりますが、高齢化や人口減少に伴い、現在の公共交通の在り方を見直さなければならない時期が来ると考えております。現在、公共交通機関以外にどのような高齢者の外出支援が必要か、北星学園大学と市内移動の分析を反映させ、将来を見据えた支援を検討しており、公共交通機関の存続と公共交通機関以外の支援の共存を考えております。今後も高齢者のみならず市民の移動手段の確保において

どのような支援が必要か、関係所管とも協議してまいります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 私からは、件名3、（仮称）児童センター等一元化施設工事についてと件名4、歌志内の伝統、文化の承継とイベントについての①について御答弁申し上げます。

まず、件名3の①児童センター等一元化施設工事の現在の進捗状況についてであります。予定どおり実施設計業務が進んでおり、建物につきましては、整備費の精度を高めるために使用する鉄骨やコンクリート量の積算を進めているところであります。設備設計につきましては、外壁、床、屋根等の構造から建物が消費するエネルギーの算定作業を進めております。公園設計は、測量データを基に実施設計図を作成する作業が進み、仕上げの段階となっております。現在、建物や駐車場、アプローチの関係性を細かく調整する作業を行っております。地中熱の利用に関しましては、調査データの解析を終え、設備設計を行っている状況でございます。

次に、②の利用人員が完成時の人口規模に合致しているのかということですが、計画の規模につきましては、児童厚生施設、コミュニティー施設、図書館の各エリアにおいて現状の定員、目的、蔵書数に合わせ設定しております。具体的に、児童厚生施設は、学童保育室の定員15名に合わせております。図書館は、現蔵書数約3万冊を備えることができるスペースを確保し、コミュニティースペースの研修室は20人程度の利用者を想定しております。また、多目的ホールにつきましては、集会のみの利用ではなく、市民体育館廃止後の代替施設の機能を持たせますが、現在の市民体育館の規模では施設が大きくなりますので、ミニバレーやバドミントンなどができるスペースに縮小し、計画しております。また、児童厚生施設に設置を要する集会室や図書コーナーにつきましては、

ほかのエリアと共用することとし、限られたスペースを効率よく利用できるよう計画しております。

次に、件名4の①こもれび、観光館等の周囲エリアが芸術文化につながっていくことへの見解についてであります。こもれびの杜記念館、郷土館ゆめつむぎ、私設ギャラリーの大正館につきましては、本市の芸術文化関連施設としてそれぞれ貴重な役割を担っており、過去に3館合同のイベントを開催したこともございます。しかし、現在、こもれびの杜記念館につきましては、老朽化が著しく、床材や外壁の損傷により入館者の安全を確保することが難しい状況となっており、来年のゴールデンウィークの公開をもって閉館を検討しているところであります。今後は郷土館の展示スペースのリニューアルやコミュニティセンターでの作品展示などに取り組み、郷土館を中心としたエリアにおいて本市の芸術文化を伝えてまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名4、歌志内の伝統、文化の継承とイベントについての②、③について御答弁申し上げます。

初めに、②盆踊りを文化として継承し、支援すべきについてでございますが、歌志内の代表的なイベントであるなまはげ祭り、市民祭りについては、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止しておりましたが、なまはげ祭りについては本年2月5日、市民祭りについては7月9日にいずれも実行委員会主催の下開催いたしました。数年ぶりに開催したこともあり、両お祭りとも市内外から多くの来場者によりにぎわいを取り戻し、盛況に終わったところであります。

また、盆踊りにつきましては、こちらも各町内会の御努力により、4年ぶりに開催されました。各家庭においては、夕方頃から子供盆踊りの歌が聞こえ、夜の時間帯になると大人盆踊りに変わり、太鼓の音に合わせ、北海

盆唄が響き渡りました。このような情景は、歌志内の文化の一つでもあり、夏の風物詩として継承する意義があるものと捉え、市といたしましても必要な御支援、御協力を行ってまいりたいと考えます。

次に、③歌志内の冬の文化、スキーについてでございます。歌志内におきましては、数多くのスキー選手を輩出しており、かもし岳国際スキー場も全国的に名の知れたスキー場になりました。現在は、市が譲渡したM・かもし岳株式会社が運営を行っておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により、当初の計画どおりの運営がなされていない状況にあることから、スキー場のにぎわいを取り戻し継続させるためにも、同社との連携はもとより、市民をはじめ広く利用者の健康増進を図るとともに、観光の振興に資するため、今定例会におきまして固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について上程させていただいたところであります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） ありがとうございます。午前中にちょっと確認したいことがありますので、市民祭りに関してちょっとした意見で、芸能人を呼んでという開催にそろそろ一考があってもいいのではないのかという意見がございました。それよりは、ふんどしを巻いた若者が踊る、ああいう光景のほうが楽しいなど、そういうような話があったのですけれども、その辺の来年度に向けての考察というのはあるのですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 今年、市民祭り実施しましたが、終わった後にも実行委員会の中では、今年芸能人、歌志内のPR大使であります何ン田研二さんと歌志内出身のnonocさん、それとPR大使の野中姉妹というお二人の姉妹の方に来ていただいたのですけれども、確かに実行委員会の中でも、芸能人を呼ぶということはそれなりの金額がかか

りますので、また何ていうのでしょうか、原点に戻ってといいますか、歌志内に合った、歌志内市民による出演とかそういったこともいいのではないかという、そういう考え方も出てきております。今後また来年に向けてどうするかというのはこれから具体的に思っていくと思うのですが、実行委員会の中でもそういった芸能人をちょっと考えなければならないのではないかという考え方にはなっているところであります。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 盆踊りなのですけれども、今回は町内会の主催として4年ぶりに何とか皆さんの協力を得てできたかなと思うのですけれども、ただ町内会主体のというのはだんだん高齢化してきて、これだけでは来年できるのかなと、もう今年でもやっとこだったのかなというふうに感じているので、一応今回の皆さんの応援でできたのですけれども、今後について主体を別の団体にしてもらって、我々町内会そのものはサブに回りたいなというふうにも考えますので、そういう団体を紹介していただいて、協議をさせていただきたい。その辺を教示願いたいのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 盆踊りにつきましては、今年度、議員からも盆踊りの支援ということでお話がありました。盆踊りに限らず、市内におきます、何においても町内会においてもですけれども、やはり今、人、人材不足といいますか、皆さん高齢になって、何をやるにしても大変な状況に来ているのかなというふうに考えております。市民祭りも実際にそういう状況があります。

市民祭りと盆踊りも一本化にしてはというように声も聞こえてきてはおりますが、市民祭りも盆踊りも今年4年ぶりに開催したということで、やはりこれは長年やってきた歴史といいますか、そういった経緯を踏まえて今年も同様の形式で行われたと思われま。だから一本化となると、それぞれやってきた歴

史がありますので、これはどうなのだ、あれはどうなのだというふうになるかと思えます。もしやるとすれば一度ゼロベースにするとか、そういった形で新たなイベントを立ち上げるといような考え方に立たないと、なかなかちょっと一本化にするにしても難しい部分があるのかなというふうに思えます。いずれにしても人材不足という部分がありますので、それらに関しましては、市のほうとしましても何らかの支援というふうには考えていかなければならないなというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） この盆踊り、出だしは本町商店街、飲料店組合だったのですけれども、歌志内に寂しくなつてそういう団体がございます。それで、主立って団体だと思えるのが町内会連合会、それと商工会議所の皆さんだと思うので、何とか頼れるようなお口添えをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 盆踊りにつきましては、本町商店街もあります。今、実際に中村地区でも盆踊りが開催されております。また、文珠新泉町のほうでもあるというふうに伺っております。そちらのほうの絡みもいろいろあるかとは思いますが、今、大きな盆踊りとしては本町地区で行っていると思います。町内会連合会の皆さんの力はもちろんそうすけれども、商工会議所という今お話がありました。何らかの形で何か調整を図ればというふうに考えたいと思えますけれども、必ずこうしますというお話はできませんけれども、前向きにちょっと考えたいなというふうに思えます。

○5番（川野敏夫君） ありがとうございます。

○議長（本田加津子君） 一般質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 午前中にやるべきことはやったので、後はゆっくりやりたいと思いますので。

最後の最後の問題というか、件数に書いていたのですけれども、歌志内の冬の文化、これはスキーだよというのは、かもい岳自体が歌志内のシンボルということは、歌志内市民のみならず、異存はないと思います。一旦閉鎖されて、民間が再開してくれたという経緯も、皆さん御承知のとおりだと思います。それで、現在は市民の雇用を守ったり、言ってみれば歌志内の誇りを守ったりするために、今回提案されました固定資産の減免、こういう特例も含めて、今後も市民が納得できる範囲の支援をすべきと私は考えるのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） スキーが歌志内の文化というお話であります。先ほどの答弁にもありましたけれども、歌志内はスキーでかもい岳も有名になったという部分があります。一度市から手が離れたスキー場ありますが、今、M・かもい岳という会社が運営を行っております。これは市にとってもありがたい話といたしますか、助けていただいているといたしますか、そのかもい岳を存続させていただいているという、そういった思いがあります。そういった意味では、このたびのこの固定資産税の減免という部分に限らず、かもい岳との連携を取っていかなければならないというふうに考えております。それによって市民の健康増進ですとか体力向上、そういった部分で寄与していきたいというふうに考えております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） それでは、市の交通安全に関するいろいろな団体があるというこ

と、改めて教えていただきました。この団体それぞれに補助金というのは交付されているのですか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） それぞれに補助金は交付しております。ただ、その年度によって繰越金の額が多くあったら、またその明年次においての事業計画において大きな事業がないだとか、それがその団体のいわゆる残高に応じた状況で、都度都度補助金の額については、金額を20万円なり30万円もあれば、場合によってはゼロ円という形で、内容の状況に応じた金額を市のほうに要望して、補助金を頂いている状況でございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 答弁の中にもあったのですけれども、この交通安全に関する団体というのが多々ありますけれども、できれば統合したいのだというふうな答弁もありました。やはりそれぞれ恐らく重複している役員というか委員がおると思うのですけれども、やはり統合してそれぞれの連携がスムーズにいったほうがいいのかなど。それぞれ発足のきっかけが違うのがあるのかもしれないけれども、この歌志内の交通安全は全部一致して動いているのだよというほうが、私もスムーズな活動ができるのではないかと思います。ですから、もう一度その統合についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 皆様方も御承知のとおり、歌志内市においては人口が減少している状態でございます。その中で、町内会の役員に関しましても高齢化が進んでいるのではないかと。何と言っても、この交通安全運動の母体となっているのは、各町内会の役員の方々が各地域において地道な活動なりをしていただいた結果、今、四千何百日という経過があって、明年10月には5,000日交通事故死ゼロを達成すると。決して歌志内市もこの狭隘な道路で交通環境が適切なのかどうなのかとなると、やはり昔からの住民に対

して、またそれらを支えていただいている活動者に対して本当に敬意を表したいと思えますし、その経過があつてつながっているのではないかなと思っております。ただ、その下支え、いろいろ活動していただいている方々が、もう高齢化になっている、正直なところ。そうなってくると、いろいろな団体を持っていて、似たり寄ったりしていた場合、会議を招集するにも、いや、この間やったではないかとか、もう知っているよだとか、逆に言ったら、出すもの大変だわとか、その辺をやはりコンパクトにしていきたいなという考え方はございます。ただ、現在、皆様方御承知のとおり、5,000日という段階、交通事故死ゼロ5,000日ということで、市民一丸となって運動展開をしてきているところでございます。私が市民課長になってからも、令和2年、3年以上に人口減っていながらも参加していただいている、運動に参加している数が減ってはいないのです。むしろ増えていただいている。それはやはり皆さんそれぞれの何かの思いをもって活動していただいているのではないかなと思っております。それまでの間は、今の現状の組織というものを何とか維持しながら、ただその先においては、市民のやはり動きやすさだとか、団体の活動のしやすさ等考えていったならば、統廃合だとかそういうことも視野に入れながらやったほうが、さらなる発展性があるのではないかなという考え方で私のほうでは申し上げさせていただきます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 私もそう思うのですよね。同じような会合に顔出しているというような実感がありますので。中でも交通安全協会、この活動に対しては、以前から赤平市と共同で取り組んでいたという経緯がございます。今はちょっと分離しているようですが、今後はこの体制を一緒にやったほうがいいのか、このまま歌志内独自で、どういうふうな体制を考えておられますか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 交通安全協会、正直言ってあまりいいような活動はできてはおりません。ただ、交通安全協会につきましては、会員あつての協会でないかという考え方でございます。私たちとしても、今、停滞している役員構成、それら含めて、ちょっと時間かかっておりますが、いろいろと会員の総数、名前、もう調べてやっています。ただ、現実的には、実は北海道交通安全協会という一つの大きな組織があつた中で、市民の皆さんも免許時の更新については、赤歌の警察署で実施される方も、場合によっては札幌の手稲に行って更新する方がいる、また厚別のほうでも行って、そうすることによって、実は名簿がきちんと今されていないということがございます。されてないからといってそのままにしているわけではございません。その部分につきましては、今、調整を図って、いろいろな形でもらえる形を今整えているところでございます。ただ、いかんせんそれも北海道のほうに1回言って全部ちょっともらえないですか、歌志内市といたら、これ個人情報はどうのこうのとかということで、まだ私たちのほうもそういう部分にさらされている状態です。過去にいろいろと書類が送られているだとかということもあるものですから、今現在、5年遡ってその人方の名簿なんかを調整しながら、誰がしっかりしたメンバー、会員になっているのか、会員を元に物事を進めなければならないのではないかとということで、非常につまびらかにするためにまだちょっと時間がかかっておりますが、そういう調整を実は内部で調整させていただいているというところでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 内部で、やはりそうだね。交通安全協会ばかりでなく、私が入りしていた、例えば赤歌警察官友の会ですか、それから赤歌地区暴力追放推進協議会、あるいは防犯協会なんかもそうなのですが、やはり歌志内と赤平が共同で動いているよということ自体が、何かいろいろな

抑止につながっているのかなと思うので、できれば交通安全協会だけでいいのかなどうか分からないですけども、交通安全に関しても、いろいろな情報を集めながら共同でやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

また、今、交通環境グループは3人の態勢でやっていますよね。その中で、事務処理のほかに、この間ちょっと見たら、相談ですとか指導ですとか検査ですとか、それから現地・現場の確認、ないしは広域行政なんかに多面にわたっているの、その辺業務が怠るということはないでしょうけれども、これから先もこの態勢で大丈夫なのですか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 組織の関係でございますので、私のほうから御答弁させていただきます。

今、川野議員おっしゃられましたように、環境交通の部分につきましては、受け持っている部分が多岐にわたっております。さらにたゞいま地球温暖化という環境に係る、私どものほうにとっても大きな課題を持っている部分でございます。こういったことも考えますと、実際のところ、職員の数という部分に関しましては、全体を見ると非常に厳しい部分がございますけれども、検討していく課題の一つなのかなと、そのように思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 分かりました。何とか検討していただきたいなと思います。

先ほど来から、課長のほうから答弁の中にもぼつぼつと出ているのですけれども、来年10月に死亡事故ゼロ5,000日が達成されるでしょう。あまりそのことにこだわっていると、期待が外れるとか、そんなジレンマもあるようで、阪神タイガースは、「あれ」と言っていたようなので、何とかあれの達成をしていただきたいなと思うのですけれども、その達成した場合に、公表というか、それについての何か行事的なものは予算として考え

ておられるのですか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） あれということで、こういうことはあまり声を出していると、私もそう思っておる1人でございます。あまり、粛々と達成に向けた努力をしていきたいなというふうに考えております。

まだ予算も庁内での審議ということでは決まっております。私がここで言うと、ちょっとどうなのだということもあるかもしれませんが、私個人として担当を司る上では、やはり今までの3,000日や4,000日の達成期間と5,000日というのは意味合いが違うのではないかとこのように思っております。今まででしたら、各種団体の表彰をして、どうもありがとうございましたというような類いのものが多かったのかな、それは当たり前のことではないのか。今回は、私のほうの考えといたしましては、やはり市民全員に何らかの達成したというような形のを、金額はちょっととどこがは申し上げられませんが、そういうふうに歌志内市民で自分も参加して、交通安全、あれ達成できたのだよなというような感じにこぞって思ってもらえるようなことを考えていきたいなというふうに担当課長としては思っているところでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 担当課長の意見に賛成です。その辺、庁内で十分もんでもらって、本当、市民がうわあ、5,000日というふうな格好に喜んでもらえるような、そんなセレモニーにしていきたいなと思います。

外出支援のほうなのですけれども、一応年齢は下げようかと検討中だという話で、この間の委員会なんかでも75歳を70歳までにというような話もありました。その年齢的なものはどの辺をレベルに考えているのか、もう一つ、その準備を私もお願いしたつもりなのですけれども、バスの100円は何とかならんのかいと。その辺は検討はされているの

ですか。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） まず年齢の引下げということなのですけれども、実証実験を行っている中で、利用されている方、割と同じような方が使っていることが多いこともありまして、バスのほうでいきますと、減便になったりというところで、事業所を盛り上げなければ駄目かなというところで、利用をもう少し増やすために年齢を下げる、その年齢を何歳にするかということは今検討しておりますが、65歳まで下げて利用を増やそうかと考えております。タクシーについても、事業所を盛り上げるという形になるか分からないのですけれども、タクシーについても65歳に下げようかと今、検討しております。

バスの100円につきましては、ちょっと幅を広げますので、金額のほうはまた事業を展開する中でいろいろその辺加味して検討していこうかと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 分かりました。それにも賛成します。

先ほどの能登議員の質問の中にもあったのですけれども、減便云々に合わせて、私もたままた外出してバスの運行を見るときに、お客さんが乗っていない、空で運行しているのををたまたま見つけるのです。今言うように、事業所の援助のためには、乗っている恰好を見たい。先ほど1.2人とか0.9人とかと説明ありましたが、何とかバスに乗るチャンスをつくるのに、やはり今言う65歳まで引き下げる、ないしは、前にも言ったかもしれませんが、買い物ばかりではなく、とにかく移動するときには使いたくしょうみたいなことで啓発していただいて、公共交通というか、中央バスの路線の確保のためにいろいろ作戦を立てていただきたいなと。

さっき能登議員の答弁の中にも、路線確保

のためには、可能な限りの市の負担はするよという話だったのですけれども、その負担の範囲というのは、例えば今のこの高齢者の外出支援もそうでしょうし、何かほかに、直接支援するというのもちょっと何か分からないのですけれども、公共交通に関してこの支援も考えているよというのであれば、可能な限りの負担の中に入っているのであれば、その辺ちょっと説明していただきたいなと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 公共交通につきましては、先ほど来話しているとおり歌志内唯一のバス路線ということで、維持・確保というのは最大の課題だなというふうに思っております。

それで、可能な限り負担をしていくというのは、これは直接、先ほど話したのは、赤字の部分に沿線自治体と一緒にあって、まずは御支援をしようという話をちょっと続けております。その最終的な負担の方法、割合等については、今これから確定させていきまして、予定では前回の常任委員会でもお話ししているのですけれども、今年度から支援をしようというスケジュールになっておりまして、いずれにしましても議会のほうに御説明した上で、補正予算を組みながら今年度分を支援をしようということにはもう既になっておりまして、これは減便する、しないにかかわらず、そういった状況にもう既になっております。この可能な限りというのは、前回、廃止になった焼山線がございますけれども、たしかこの時には1,000万円を超える負担を最終的にはしてきたという経過がございます。

この近隣の状況を見ますと、例えば浦臼町あたりは2路線ほど廃止になったりした路線がございます、自前でコミュニティバスを走らせたり、奈井江町と一緒にバスを走らせたりしております。年間5,000万円近い経費を賄っているという状況もござい

ますので、その辺は私たち歌志内市の財政状況を考えながら、できるところまで路線を守るという、今のところはそういった考えであります。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 分かりました。何とか、広域との連携、その他もあるのでしょうか、唯一の公共交通ですから、何とかみんなで相談しながら守っていきましょう。

これも能登議員の答弁にあったので、それほど深くは追求しない予定だったのですけれども、どこかで高齢者ばかりでなく、車を持たない人が利用できるというような足の確保、公共交通機関ばかりでなく、だからその辺の、先ほどもいろいろな、地域ごとに支え合うライドシェアだとか、そういうのも検討しているということなので、さらにその検討を深めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

児童センターの一元化工事なのですけれども、いろいろな実施設計が進んでいる関係で、計画どおりには進みますよということなのですけれども、国などから補助でとか、あるいは起債の関係があつて、できるだけ市の負担を減らす方向で考えているよというのが何回も聞くのですけれども、まだ市の負担がどれくらいになるかという計算は上がってきていないのですか。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 具体的な建設費につきましては、今、積算中でございまして、先ほど申し上げましたが、それに伴う市の負担ですが、以前の本会議もしくは常任委員会でも説明したかもしれませんが、約8割から9割程度を国の補助金及び起債で賄いまして、残り1割程度が市の最終的な負担になるのではないかとということで現在のところ見込んでいます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今までの説明を雑駁に統合して今の話を聞くと、大体1.5億円から1.7億円くらいの支出を考えていると。そ

れで、今の1割から2割ぐらいということであれば、1億5,000万円から2億円ぐらいというふうに判断してよろしいのですか。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 全体の工事費がまだ明らかになっていませんので、具体的に1億5,000万円とか2億円とか言えませんが、あくまでも1割程度で収まるのではないかとこのように現在のところ試算しております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） それで、そのときの説明だったと思うのですけれども、恐らく十数億円の建設費だろうということで、そのときに経済効果もかなり普及するはずだよということの答弁をいただきました。具合的にどういふところに主に効果があると思われていますか。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） やはり一番効果があるというのは、市内建設業への効果が大きいと認識しております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） この間、認定こども園にちょっと委員会で視察させていただきました。今の年長が6人、発表会の練習をして元気にやっていました。それで、その6人が来年小学校行くのかなと思ったら、何か1人は転出が決まっているので5人が来年1年生というふうな説明を受けました。

現在、後期課程の生徒が卒業してしまうと、大体今残っている人は、1クラス1桁なのです。恐らくこのままだと、複式学級を二つ、三つにはならないでしょう、考えなければならぬのかなという、この人数と想定すると、今説明ありました、ここには何人ぐらい、ここには何人ぐらいという説明、例えば学童が15人ですとか、そういう説明がありましたけれども、この想定で大丈夫なのでしょうか。その辺、もう1回お願いします。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 議員御指摘のと

おり、今後の児童生徒数の推移というのは、大体60人から70人ぐらいの間で今後推移はしていくものと考えております。それに見合った施設なのかどうかということでございます。教育委員会といたしましては、確かに児童生徒数は少なくなります、今後、学校の近くに児童館ができることによって児童館の利用者も増えるのではないかとすることも期待しておりますし、最終的にはやはり子供の居場所づくりとして、たくさんの児童生徒に利用してもらうことを願っておりますので、適正規模かどうかと言われましたら明確な答えはないのかもしれませんが、そのような児童生徒が集まる規模の施設にしていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 先ほど、効果は建設業が主にあるのではないかという話で、もちろん私もそう思うのですけれども、現在、柴田市長は、建設、この事業にかなり予算を割いているふうに私は見えるのですけれども、前から私も話しているのですけれども、前、ないしは前々首長時代から、職員の皆さんやら、もちろん市民、職員、それから議員、皆さんに我慢して迷惑かける、それから福祉行政を少し提唱するという恰好で、いろいろためてきたのをスムーズに使っているのかなと。前回も商業施設も2億円という説明のやつが4億円になった。今後、こういう建設を主体にする行政、これを今後とも続けていく予定なのか、続けていく計画なのか、その辺についてちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 私は建設課長のときは、いかにコンパクトにするかということで、歌神第2団地、平成19年集約をさせていただいて、そのあと桜ヶ岡、平成23年、そしてその後桜沢、ロードヒーティング等を節減するというので、相当な費用の軽減を図ってきたところでございます。建物につきましても、基本的な考えは、私はコンパクト

にする、いわゆる延べ床面積をできるだけ全体量から減らすという考えを持っております。

押しなべて言いますと、たまたま更新時期が重なるということもございます。特に今回の児童センターにつきましては、昭和56年が歌志内東光児童館、43年たっております。神威児童館が昭和58年でございますので40年、市民体育館が昭和46年でございますので、もうかれこれ50年以上がたっているということで、更新時期を迎えるということが重なっておるわけでございまして、この児童館の一元化施設については、平成29年からの話でございまして、その頃からこれは一つにするのだということで始まっておるわけでございます。

私が現役のときは、平成23年に歌神地区の建て替え事業を最後に、ずっと箱物は建ててきておりませんでした、平成29年、高齢者住宅、1万5,000円の家賃で10戸、村上市政のときに建てたのが最後かなと思います。マルシェにつきましては、相当前から、平成27年からいろいろ議論をしてきた中でございまして、私は引継ぎの際に、新築することも考えていかなければならないということで引き継いでいるところでございました。そんな中で、いろいろ市の遊休施設というものも相手先といろいろ交渉してきた中で、最終的に文珠地区の現在地で誘致をして、市が建てるということになったわけでございまして、私の考えは、そのときと同じように、全体の延べ床面積を少なくするというのでございます。歌志内の公共施設等の総合計画の中にいろいろな施設がございますけれども、その中でもやはり合築、また三つを一つ、そういったことで、いわゆる建設費はもちろんでございますけれども、全体の熱エネルギー、これを縮減するというのも、CO₂削減はもとより、最近の電気事情、電気の高騰、油の高騰、これらにも対応していかなければならないというふうに思っております。どんどんどんどん建てていくということ

ではなく、村上市政の村上さんが言うため、使つてためるといいますか、そんなことで財政状況を見極めながら、先を見据えながら進めているということでございます。そんなことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今の公共施設等総合管理計画で、建築やら管理面積の削減なんかで行政コスト自体が削減するのだよという意味のことは、十分分かります。

今言う児童館、児童センター、体育館なんかは、もう十分、何で今まで造らなかったのという感じにはなっています。その後の話で、図書館、教育委員会事務局がさらに移転をしますと。そこでは新しいコミュニティが、コミュニティの場というかが誕生するという話を聞きました。ただ、やはり当然その新施設にいろいろなサークルができたり、そういう施設に利用する人ができると、当然どこかが空洞化してくるのではないかと。建物は残っているわけですから。そっちのほうはちょっと心配だなと思うのですけれども、その辺の何ていうか、そんなことで心配はないですよと私が納得できるような答弁をいただきたい。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） まさにコミセンの後の計画というふうになるかなと思います。いろいろ今後検討はしていかなければならない案件でございますけれども、川野議員からも大正館どうするのだとか、こもればの関係もでございます。あの辺の文化伝承という部分の考え方もございます。それらをコミセンにシフトさせるということでは、ここでは明言できませんけれども、そういった現在ある、そして耐震性が確保されている、そういったところにシフトしていくというのも一つの案ではないかなというふうに思っております。この辺については、今、例えば新庁舎にしましては、今、課長、管理職の中でもいろいろ議論しているところでございますし、今後、既

存の有効な箱物の中で、何かそこにシフトしてできるものがあれば、そこにシフトしながら本町のコミュニティーを守っていくということを考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 大変うれしい答弁をいただきました。何とか今のコミセン、いろいろな使い方をしながら、やはり向こうに施設ができてよかったなというふうに思っていたできるようにしていただきたいなと思います。

今、ちょっとのってきた大正館については、前回の定例で、直接本人の意向をちょっと聞いてみてから検討しますよという話があったのですがすけれども、先々週かな、ちょっと本城さんに会って、どうなのと言ったら、いや、次長に会ってこういうことを1回相談したいのでお願いしますねという話をして、それきり話がないのだという話があったので、一応時間とか場所とか連絡いつでもしますので、ちょっと調整して本人の話を聞いてやってもらいたいなと思います。本人も、今計画している貯蔵品ですとか、それから自分で描いた絵画なんかも写真集にして、その写真集をできればふるさとの寄附金の返礼品なんかに使ってもらってもいいのだけれどもねなんて、そんな話もしているのです、その辺も併せてちょっと本人と検討をしていただきたいなと思いますので、その辺、ちょっとよろしくお願いします。時間と場所さえ言ってくればいつでも連絡しますので、よろしくお願いします。

それと、ちらっと言っていましたこもれば、これはもういいでしょう。諦めましょう、これは。これもこの間、視察で回ったのですけれども、視察自体がちょっと危険状態。だからこれは、そのゴールデンウィークで期限を切るということも必要かもしれませんけれども、これは年度末でもいいのかなと。閉め方もいろいろ考えておられるのでしょうけれども、もうこれ以上の、何という

のかな、修繕をしてという格好にはなっていないので、その辺はお任せしますので、できるだけ早く閉めたほうがいいかなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さんの質問を打ち切ります。

質問順序3、議席番号4番、松井敬道さん。

一つ、市職員の市外居住、住宅手当及び居住実態の把握について。

一つ、不適切な昇給実施の疑義について。

一つ、令和6年度に向けた新規の施策・事業等について。

以上、3件について。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 通告に従いまして質問いたしますので、よろしく願いいたします。

件名の1、市職員の市外居住、住宅手当及び居住実態の把握について。

①本市では、市職員の募集の際には医療職などの一部の職種を除き市内に居住することを採用条件としており、これは40年くらい前も同様であり当時の広報紙の職員の募集記事にも掲載されていたと思いますが、この認識に間違いはないか伺います。

②本市の職員を行政職とそれ以外に分け、それぞれ職員は何名おり、うち何名が市外に居住しているのか伺います。

③職員の市外居住については、小樽市など札幌市に近接する中規模の自治体でも問題になっています。しかし、これらの自治体は本市に比べ職員数も多く高齢化率も本市ほど高くはありませんので、本市の置かれている状況はこれらの自治体に比べより深刻だと思えます。

特に、災害時の迅速な対応や住民としての地域活動の担い手など市職員に求められるニーズは、高齢化率が54%を超える本市では他の自治体に比べ高いと思えます。

そこで、市職員の市外居住について、どのような認識、危機感をお持ちなのか伺います。

④恐らく行政職の方は、採用時には市内に居住していたと思いますが、その後、婚姻や親の介護などの事情により転出された方もいると思います。

その後、転出した事情に変化がある可能性もありますし、採用時の条件が市内に居住することであったのであれば、少なくとも年1回くらいは市外居住者に対し市内居住の勧奨をすべきだと思いますが、見解を伺います。

⑤職員の持ち家手当については、人事院勧告を受け国・道とも平成14年度に廃止され、現在全国の9割の自治体が廃止しております。本市では職員の持ち家手当を支給していると思いますが、その制度内容について伺います。また、持ち家手当を支給していることについて、国からの通知の発出や指導等はないのか伺います。

⑥本市の職員の給与については、基本的に人事院勧告に基づいていると思います。持ち家手当については廃止すべきと思いますが見解を伺います。

⑦住民税や通勤手当などで使われる「土帰月来」、「金帰月来」という用語があります。一般的には本人が単身赴任等により家族と別居して別々の市町村に居住している場合で、週末には就業場所から家族が住む自宅に帰り、週初めは自宅から就業場所へ出勤することを言っています。

住民税の対象者が金帰月来により平日に居住する市町村をA、家族が住む市町村をBとした場合、住民税はどちらの市町村で課税されるのか伺います。

⑧職員に対する金帰月来の対応はどのようにされているのか伺います。

⑨職員の居住実態についてですが、市民からよく市職員が市内に公営住宅を借りているが実際は近隣市町に住む家族の元から通勤しているとの声を聞きます。たまに室内状況を確認するために借りている公営住宅に立ち寄

る程度では、居住実態は市内にあるとは言えないと思います。

たとえ市内に住民票を置いていたとしても、居住実態がなければ市内に住んでいるとは言えず、住民税や選挙権にも影響してくると思います。

市職員の居住実態の把握はどのように行っているのか伺います

⑩近年、市区町村議会議員選挙で、当選後に居住実態がないとして当選無効の申立てがされ、電気、水道などの使用実績から居住実態が認められず当選が取消しになった事例が散見されます。近隣市でもあったと思います。

この場合は被選挙権ですが、選挙権も同様に形式的に住民票を置いているかではなく実質的に生活をしているかで判断されることになると思います。

本市では、過去の市議会議員選挙において按分による1票未満の得票数により当落が決まったことがあります。また他の自治体では同じ得票数でくじ引きで当落が決まった事例もあります。今後、本市で同様の事例があった場合、仮に居住実態がない職員が投票していたときは、その1票で当落が変わりますので選挙無効による再選挙になる可能性もあると思います。

そうならないためには、職員に居住実態のあるところに住民票を置くよう指導するとともに、事業所の責務として、しっかりと職員の居住実態を把握するべきだと思いますが見解を伺います。

⑪本市に居住実態がない職員が本市に公営住宅を借り、その住宅に対する住宅手当を受給していた場合は不当利得になると思いますが見解を伺います。

件の2、不適切な昇給実施の疑義について。

職員につきましては、本年の6月定例会と9月定例会で一般質問をさせていただきましたが、職員の昇給の取扱いについて疑義がありますので、再度質問いたします。

①平成17年の人事院勧告で職務・職責や勤務成績に応じた適切な給与とするために「給与構造の改革」が答申されましたが、本市はこの新給与制度を何年度から導入されたのか伺います。

②新給与制度導入時から令和元年度（令和2年1月1日昇給）の昇給区分AとBを適用した人数と55歳以上の昇給停止の方を除いた、それぞれの割合を伺います。

③令和2年度（令和3年1月1日昇給）、令和3年度（令和4年1月1日昇給）及び令和4年度（令和5年1月1日昇給）の昇給区分AとBを適用した人数と55歳以上の昇給停止の方を除いた、それぞれの割合を伺います。

④職員の総数に占めるAまたはBの昇給区分に決定する職員数の割合は、規則により市長の定める割合におおむね合致していませんが、この割合を定めている例規・基準等の名称とA、Bそれぞれの割合について伺います。

⑤職員の昇給は、条例により規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うことになっています。また、規則では一部を除き毎年1月1日を昇給日としています。1月1日に昇給する方の前1年間における勤務成績は何月何日から何月何日までを対象期間としているのか伺います。

⑥職員の勤務成績については、規則によりその者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならないとなっています。9月定例会の答弁の中でこの監督をする地位にある者は所属長であるが、歌志内の場合、組織的に小さいので市長、副市長が直接面談を行ったりして、その結果を所属長に伝えるなどの方法で勤務成績を決めているとのことでした。

そして特段今日から面談しますというものは設けず、随時実施しているとのことでした。条例、規則では細部まで規定しているのに、拡大解釈をして随分曖昧な運用をしていると思います。前回の一般質問でも言いまし

たが行政は文書主義です。これは法律や市の規程に記載されています。当然、給与に関する事項は軽微なものとは言えませんので、面談実施日は事前に決めていなくとも、実施した結果は文書を作成していると思います。

令和2年度の勤務成績を決める面談は、何月何日から何月何日までの期間で何人に行ったのか伺います。また、規則の規定によらず市長、副市長が直接面談を行うこともあるとのことですので、その基準と役職別の面談人数及び証明文書作成の有無について伺います。

⑦同じく9月定例会の答弁で、市長、副市長が随時実施した面談で、勤務成績が上がった職員については所属長も了承済みであろうと解釈しております。仮に所属長が何らかの事情によって承知していないこともあろうかと思いますが、そういう場合は昇給は1月1日付で行うので、歌志内市の場合は所属長を経由して直接課の職員に辞令を渡すことになっているので、仮に所属長が承知していない状況であってもできるものだと考えておりますとのことでした。そこで伺いますが、市長、副市長が面談を行った場合、その結果は所属長に伝えているのでしょうか。また、辞令は必ず所属長経由で職員に交付しているのか再度確認いたします。

⑧私は、6月定例会の一般質問で、令和元年度以降、人事評価を実施した年度があるのかと質問し、そのときの答弁は、現在のところ評価の試行段階であるため、人事評価を反映させて実施しておりませんとのことでした。

また、人事評価を昇給に活用していないということであれば、令和2年度以降は勤務成績の適用区分のA・Bの職員はいないということでもよろしいか確認させていただきたいとの再質問に対し、所管課長からは、適用の部分はございませんとの答弁でした。

さらに、市長にも市長が決裁責任者で重要なことなので前置きし、令和2年度以降の勤務成績の適用区分のA・Bの職員はいない

ということでもよろしいでしょうか。確認にもし時間が必要だということであればお待ちしますので、確実な答弁をお願いいたしますと再質問し、市長は、いないということで、お答えさせていただきますとの答弁でした。

しかし、その後、公文書公開により確認したところ、令和2年度はA区分が14人、B区分が5人いたことが判明し、令和3年度もA区分が8人、B区分が1人、令和4年度もA区分が2人いたことが判明しました。

このことについて、9月定例会の一般質問で、公文書公開された決裁文書には令和2年度と令和3年度にAとB、令和4年度にはAの昇給区分の記載がある旨の指摘をし、決裁文書による事実関係と前回の本会議での答弁内容に著しい相違があると思っておりますが説明をお願いしますと質問し、答弁は昇給区分A、Bの職員数に対する再質問がございましたが、人事評価を反映させて実施していないため、当然のことながら人事評価を適用させておりませんと、再度御答弁させていただいたところです。本市における当該年度の職員の昇給につきましては、条例、規則に基づき、過去1年間におけるその者の勤務成績に応じて実施しているところですのでとのことでした。

今、私の6月と9月の質問と執行部側の答弁を時系列に沿って説明しましたが、質問と答弁が全くかみ合っておりません。

私が質問したのは人事評価を昇給に活用していないのであれば勤務成績の適用区分のA・Bの職員はいないのかです。これに対し、昇給に人事評価を反映して実施していないため、当然のことながら人事評価を適用させていません、との答弁です。

私が最後に質問したのは、昇給に人事評価を適用させているかではなく、勤務成績の適用区分のA・Bの職員はいないのかを確認しているもので、実際には勤務成績の適用区分のA・Bの職員はいたことが判明しています。

なぜ、人事評価を昇給に活用していないということであれば前置きをしたかという

と、一般的に勤務成績の適用区分を判定する際には人事評価により行うことが多いと思いますが、それ以外にも研修、表彰等による昇給、特別の場合の昇給などがあるからです。

要は、最終的に勤務成績のA・Bの職員はいたのかと質問しているのに、人事評価を適用させて勤務成績のA・Bにした職員はいないとの答弁で、とても誠意がある答弁とは思えませんが、なぜそのような答弁になるのか説明をお願いします。

⑨新給与制度が導入されたのは前々市長のときでしたが、前々市長も前市長も職員係長の経験が長く職員の給与制度に大変精通しており、条例・規則等により昇給基準を厳格に運用していたため、在任期間中に勤務成績が極めて良好なA、勤務成績が特に良好であるBを適用した職員がいなかったのだと思います。

柴田市長は、就任約2か月後の令和3年1月1日に職員の約2割の方を勤務成績が極めて良好であるA区分とし、標準の職員（C区分）の2倍の昇給としています。私にはお手盛りにしか思えません。

市長は、勤務成績により判断する1年のうち10か月は在籍していなく、9月定例会の答弁では監督の地位にあるものの証明も所属長からの意見聴取を行ったかなども曖昧です。

また、副市長はこの間も在籍はしていましたが、就任前は保健福祉課長ですので、同課職員の勤務成績については把握されていたと思いますが、他課、特に外局の職員の勤務成績を把握することは人事評価調書の作成や所属長からの意見聴取などでもしていなければ、正当な評価はできないと思います。

そこで、人事評価を行っていない中で勤務成績の評価をどのように行ったのか具体的に説明してください。また、令和2年度だけなぜ、急に約2割もの方の勤務成績が極めて良好となったのか、その理由を伺います。

⑩6号俸以上の昇給の予算書への未搭載、今までホームページで公表していた昇給への

人事評価の活用状況の項目があり公表が義務づけられている給与・定員管理等の未公表、今までいなかった昇給区分のA・Bの職員の不明瞭な運用による大量適用など、全て柴田市長になってから行われています。とても偶然とは思えませんが、なぜそのようなことになったのか説明をお願いします。

件名の3、令和6年度に向けた新規の施策・事業等について。

①地方創生移住支援事業については、東京23区に在住または通勤する方が、東京圏外に移住し、起業や就業等を行う方に都道府県・市町村が共同で交付金を支給する事業で起業した方は最大300万円、就業した方は最大100万円が支給される制度で、交付税措置もされます。

道内では179市町村中136市町村が制度を設けており、現在、令和5年度の申請は予算額の上限に達することが見込まれるため受付を停止していますが、本市も令和6年度から制度を創設する考えはないか伺います。

②第2期総合戦略で創設することになっていきます民間アパート等賃貸住宅の建設を促進するための助成制度については、6月定例会で一般質問させていただきましたが、そのときの答弁は、既に要綱等はできているが誘致する場所の選定とまとまった平地の確保が非常に難しく、戦略の期間内に可能か検討しているという内容でした。

賃貸住宅の建設地は必ずしも市が用意する必要はなく、市有地でも民有地でもよいと思います。

事業者が自前で土地を確保する可能性もありますし、制度を創設した場合、予算措置は必要になると思いますが実績がなければ支出は発生しなく財政的なリスクもほとんどありませんので、人口減少の抑止につながる可能性のある制度は創設しておくべきだと思います。要綱等ができているのであれば令和6年度から実施する考えはないか伺います。

③本市の子育て支援は非常に充実しており、恐らく道内ではトップクラスであると思

います。そこで本市のホームページの子育て応援サイトを確認したところ、子育てナビ上には「妊娠したら」、「ゼロ歳児」、「1歳～就学前」、「小学生～高校生」、「ひとり親家庭」、「障がいのあるお子様」の項目がありますが、大学生の項目がありません。また教育委員会の支援や制度のサイトでも、大学生が関係しそうな項目は奨学金しかなく、他の世代に比べ支援制度が薄いように思います。

国は令和4年度の骨太の方針を受け、給付型奨学金と授業料減免を令和6年度から必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大し、今まで世帯年収380万円程度までの対象が600万円程度までに大幅に拡充されます。しかし、適用には一定の要件があり全ての大学生等が対象となるものではありません。

また、以前の他の議員の一般質問に対する答弁では、本市では市独自の給付型奨学金は考えていなく国の制度の活用を周知することでした。

そこで、本市では全ての大学生等を支援するため、今まで国から臨時交付金を受けたときだけに実施してきた大学生等応援給付金事業を令和6年度から恒久的な事業としてはいかがか伺います。

以上、3件の件名について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

理事者答弁、北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1と件名2について御答弁申し上げます。

初めに件名1、市職員の市外居住、住宅手当及び居住実態の把握についての①40年く

らい前から市内居住を採用条件としていたと思われるが間違いはないかについてでございますが、高校、短大、大学の全ての最終学歴について、市内居住を採用後の条件としたのは平成4年採用者からで、短大、大学卒業者につきましては、正確な時期は把握できておりませんが、少なくとも昭和56年採用者から採用後の条件としているのを確認しております。

次に、②の行政職とそれ以外に分けた職員数と市外居住者についてでございますが、令和5年12月現在の医療職、消防職、及び派遣職員以外の行政職の職員82名中、市外居住者は1名、医療職、消防職及び派遣職員56名中、市外居住者は21名となっております。

次に、③の市職員の市外居住についての認識や危機感についてでございますが、職員は行政としての立場でまちづくりを推進する一方、市民として町内会などの地域活動に参加することも求められていることや、災害発生時には迅速に対応する必要があるため、人口減少や高齢化率の高い本市にとって、職員が市内に居住することは、人口定着はもとより、市民の心の支えの一助になるのではないかと考えております。

次に、④の市外居住者に対する市内居住の勧奨に対する見解についてでございますが、職員の居住地につきましては、職員が家庭の事情などにより市外へ転出したことを考慮しますと、一律に市内居住を強制することは難しいものがありますが、本市の実情を十分認識していただき、可能な限り市内居住について考えてもらいたいと思っております。市内居住の勧奨について定期的には行っていませんが、職員手当等の変更届提出時に現状等について聞き取ると同時に勧奨を行ったこともあります。市内居住の必要性については、当該職員の多くが一番強く認識しているものだと感じております。

次に、⑤の持ち家手当を支給していることについての国からの通知の発出や指導等につ

いてでございますが、市内に住宅を有し、その住宅に居住している世帯主の職員には、住宅取得後5年間は月額7,500円、その後は月額5,000円の住居手当が支給されております。市外居住者に対しては、その住宅に居住している世帯主の職員には、月額2,500円の住居手当が支給されています。

また、住宅所有者の住居手当に対する国からの通知等につきましては、毎年総務省より地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、国における取扱いを基本とし、各地方公共団体の給与実態等を十分検討の上、所要の措置を講じるよう技術的助言に基づく通知が発出されています。

次に、⑥の持ち家手当については廃止すべきと思うが、その見解についてでございますが、国は平成21年に自宅に係る住居手当を廃止しておりますが、本市では国のように職員が居住する、いわゆる職員住宅がなく、また民間の賃貸物件もほとんどないため、国と地域事情が大幅に異なっている状況にあります。また、近隣市町も国と地域事情が異なるなどの理由により、北海道の市町村では半数以上が自宅に係る住居手当を支給している状況です。自宅に係る住居手当については、国からの助言もあることは理解しておりますが、都市部との地域事情の違いや税収面、人口定着等の観点並びにこれまで支給されてきた職員と今後持ち家を持たれる職員との公平性も考慮し、当面は現状のままとするのが妥当ではないかと判断しております。

次に、⑦の住民税対象者が金帰月来の場合、平日に居住する市町村と家族が住む市町村のどちらの市町村で課税されるのかについてでございますが、住民税は、毎年1月1日現在住民登録がされている市町村において課税されることとなりますが、単身赴任の方等については、勤務日以外の日に家族が住む市町村で生活を共にしている場合には、家族が住む市町村に生活の本拠があるとされ、課税されることとなります。

質問では、週末には就業場所から家族が住

む自宅に帰るとのことですので、家族が住む市町村に生活の本拠がある場合、住民税はBで課税されることとなります。

次に、⑧の職員に対する金帰月来の対応についてでございますが、金帰月来をしているとの相談や報告を受けている職員もいないため、特段の対応はしておりません。

次に、⑨の市職員の居住実態の把握についてでございますが、職員は住居届や通勤届を提出することとなっているため、それらにより把握を行っております。

次に、⑩の職員の居住実態に対する指導や把握についての見解でございますが、職員が行う各種届出内容に変更があったときには、速やかに届け出ることについて、職員間での共通認識となっているため、実態につきましては、届出内容により把握しております。

次に、⑪の居住実態がない職員が住宅手当を受給していた場合は、不当利得になるのではとのことについてでございますが、不当利得に当たるかは一概に判断が付きませんが、住居手当については、自らが居住するために住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員には、住居手当を支払うこととされていますので、職員が居住していなければ住宅手当の対象とはならないと考えております。

次に件名2、不適切な昇給実施の疑義についての①平成17年の人事院勧告による新給与制度を何年度から導入したのかについてでございますが、本市については平成19年度から順次実施しております。

次に、②の新給与制度導入時から令和元年度までの昇給区分AとBを適用した人数と55歳以上の昇給停止の方を除いたそれぞれの割合についてでございますが、新給与制度を導入した平成19年度以降、令和元年度までの昇給区分AとBを適用した人数と55歳以上の昇給停止の方を除いた割合は、平成19年度から令和元年度までそれぞれゼロ人、ゼロ%となっております。

次に、③の令和2年度、令和3年度及び令

和4年度の昇給区分AとBを適用した人数と55歳以上の昇給停止の方を除いたそれぞれの割合についてでございますが、令和2年度は19人、35.2%、令和3年度は9人、14.8%、令和4年度は2人、3.5%となっております。

次に、④の割合を定めている例規等の名称と割合についてでございますが、割合の定めにつきましては、特段の例規、要綱等を設けず、事前に協議をし、昇給発令の文書決裁にて処理を行っております。

次に、⑤の1月1日に昇給する方の前1年間における対象期間についてでございますが、人事評価実施規定により10月1日から9月30日までを評価期間としております。

次に、⑥の令和2年度の勤務成績を決める面談における基準と役職別の人数及び証明文書作成の有無についてでございますが、市長、副市長が11月から12月にかけて人事評価記録書に記載されている級別期待役割表や行動ごとの評語などを参考として、主に日常の中で必要とする職員等に対して、必要の都度面談を実施し、1月昇給に係る市長、副市長、総務課との協議の場において職員に係る評価について口頭により説明をしておりましたので、特段記録等は保管しておりません。

次に、⑦の面談結果の所属長への伝達と辞令の交付についてでございますが、面談結果についてはその都度ではない場合もありますが、機会を見てほぼ所属長には伝えられていたと思われれます。また、1月1日付の辞令については、例年所属長から所属の職員に対して辞令を交付しております。

次に、⑧のこれまでの答弁に対する説明についてでございますが、本年6月の定例会一般質問において、通告内容が令和元年度以降人事評価を実施した年度があるかに対する質問内容での質疑と答弁を行っていたため、人事評価による部分についての答弁をいたしたところでございます。答弁内容につきましては、私の認識違いがあったことをおわび申し

上げ、今後は質問内容をよく確認、理解しながらの答弁を行うよう心がけますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、⑨の勤務成績の評価に対する具体的な説明と令和2年度における理由についてでございますが、繰り返しの御答弁となりますが、主に日常の中で必要とする職員等に対して必要な都度面談を実施しておりました。令和2年度だけ極めて良好な勤務成績の職員が多いということにつきましては、令和2年度における評価の結果に基づくものでございます。

最後に⑩のこれまでの指摘に対する説明についてでございますが、6号俸以上の昇給の予算書への未登載や給与・定員管理等の未公表については、担当課での失念や法改正等に伴う注意力不足が原因であり、今後は適切に対応していくこととしており、人事評価に関する部分につきましては、先ほどからの御答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから件名3、令和6年度に向けた新規の施策・事業等についての①地方創生移住支援事業について御答弁申し上げます。

現在、本市では、市内で起業する方に対し、創業に要する費用の一部、最大100万円を助成する補助事業を行っており、令和4年度、令和5年度とそれぞれ1件の申請がありました。

地方創生移住支援事業につきましては、北海道へのUIJターン就職を促進し、移住支援金を支給する制度であり、また起業に関しても子育て支援や買い物弱者支援、まちづくり推進など、幅広い事業分野が想定されており、地域課題の解決を通して地方創生を実現することを目的とした事業でありますので、制度創設に向け検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課

長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私からは、件名3の②第2期総合戦略で創設することになっている民間アパート等賃貸住宅の建設促進するための助成制度について令和6年度から実施する考えはないかということですが、民間等賃貸住宅の建設促進のための助成制度につきましては、令和2年度からスタートした第2期総合戦略における戦略の柱の2、誰もが定住しやすい環境をつくるの主な施策の②の居住環境対策の具体的事業の一つとして掲載しているものでございます。この戦略の柱の2を実現するため、民間賃貸住宅の充実を掲げ、その手段の一つとしての助成制度の創設で、その実現のためには行政のみならず市民、議会も一体となった市内外の民間事業者の誘致活動が重要となり、その誘致の前提となる建設場所などは必要な条件整備と捉えております。このため、現状では適地の選定や確保の観点から、第2期総合戦略の計画期間内での実施は難しいものと考えておりますが、文珠地区市有地の売却が3件、新築住宅建設3件、中古住宅取得助成13件、このうち6件が市外で、令和3年度以降確実に移住定住が進んだものと評価しております。議員も御認識のとおり、移住定住対策は、様々な施策を動員することでその効果が見込めるものと考えており、民間賃貸住宅建設助成制度の創設に限らず、効果が見込めるニーズの高い施策を選択しながら実行し、さらに定住対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、議員がお考えのとおり、適切な建設場所の確保は重要なポイントと捉えておりますが、当面、制度のみ整えておく手法につきましても前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 最後に私から、件名3の③大学生等応援給付金事業を恒久的な事業としてはいかがかとの御質問に御答弁いたします。

大学生等応援給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により大学生等のアルバイト収入が大きく減少することなどに対して、その不安を少しでも解消し、学業を継続することを支援するために創設した制度で、その支援額は初年度の令和2年度は30万円、令和3年度は20万円、令和4年度は12万円と各年度において影響額を勘案しながら実施してきました。

また、市の大学生に対する支援策としては、議員御指摘のとおり、奨学金制度のみとなっておりますが、昨年度返済免除の導入など、制度内容の見直しを行ったところあります。これらのことから、現時点においては恒久的に給付金事業を実施する考えはございません。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ありがとうございます。それでは、順次、再質問させていただきます。

1番目の①なのですけれども、これちょっと残念だといいますか、広報紙は確認してほしかったなと思うのです。なぜ質問したかというと、私、58年採用なのです。それで、私の記憶では広報紙にそれ記載されていたと思うのです。ただ、時間がたってますので、100%自信を持って記載されていると言えなかったものですから、確認をしていただきかったということで、これ答弁は求めません。時間がないので、次にいきたいと思います。

それで③ですか、市外居住の部分なのですけれども、これはある市民の方から言われました。市では人口減少対策として移住定住推進しているのだけれども、市の職員が市内に居住していないのに、歌志内は子育て支援も充実しており、よいまちなので移住してくださいと言っても説得力がないよ、まして市外に居住している職員に言われても全く説得力

がありませんと。私もそう思いますが、それについてはどう思いますか。見解をお願いします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員おっしゃること、もっともだと思います。私どものところでの市外居住というところは、あくまでも住民票を登録されている職員だとか、中にはちょっと本当にそこに住んでいるのかなという話も聞くこともあるのですが、実態をなかなか確認する手段というのでしょうか、そこにふだんいるのだよとか、もっぱらそのところへ帰って寝泊まりしていると言われれば、それ以上ちょっと一緒に立ち会ったり、変な言い方になりますけれども、そこに見張りをしたりということもなかなかできないものですから、職員の申出によって確認しております。中にはそういうようなことがあるのであれば、もちろん歌志内にとってもマイナスだと思いますので、と考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 持ち家手当のことなのですけれども、私も職員の福利厚生的な部分ではなくて、定住対策という部分であれば、それは理解できると思うのです。市内に住んでもらうということ。それであれば、やはり市外の方は、持ち家手当は支給しない、原則どおり支給すべきではないと思うのですけれども、それについて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 現行の制度では、月額これは2,500円の住居手当が市外居住者、持っていれば支給されるということにはなっております。なかなか見ましたところ、手当を市外に住民票を置いておられる方、世帯主の方というのは、今のところ少ない、ごく限られた人数でございます。言わないとすることももちろんございますので、どのように改正していくかというところ、ちょっと時間かかるかもしれませんが、話

は進めていきたいとは考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 次にいきます。職員の住所の確認の方法なのですけれども、確認の方法については住居届や通勤届、税扶養の控除の申告書、保険証の住所、住民票の住所の届出だとかあると思うのです。これが一致されているか確認しているのでしょうか。特に住居届は市内で通勤届は家族の居住する市外にあるようなケースはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 性善説というところ、ちょっと駄目なのかもしれませんが、職員は届出内容については虚偽なく行って、速やかに行うということを原則にしておりますので、各種届出については遅滞なく本当のところをきちんと書かれているものだという判断しておりますし、今のところ、恐らく住宅と通勤あたりの届出の相違というところになろうかと思うのですけれども、私がちょっと見た限りでは合っているのかなという認識でおります。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 先ほど市民の方が住宅は借りているけれども住んでいないようだという方が、おっしゃっている方がいます。職員の住所について、居住地に住民票を置くように指導するのも責任だと思うのです。先ほど言ったように、国政選挙は別ですけれども、市長選挙ですとか市議会議員選挙の場合は、もし居住実態がない方が投票していれば、それは申立ての対象になると思うのです。さっき言ったように、1票で変わってくると、もしそれが認められれば再選挙になってしまいます。それ重大なことだと思うのです。ですから、できることはやらないと駄目だと思うのです。大きな自治体では全て把握することは難しいと思いますが、小さな自治体では、先ほど言ったように選挙結果を左右することになりかねませんので、まして市職員が居住実態がないのに投票して

いたということになると、市民の意思決定プロセスに不正が生じ、公平性が損なわれるなど大きな問題になると思います。そのためには、職員にしっかりと制度を理解させる必要がありますし、行政としても組織的に黙認していたと受け取られないように、しっかり実態を調査して把握し、そして指導すべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） いろいろなところに影響してこられるということで、それも全くそのとおりだと思います。実態調査、どのような方向になるかはあれですけれども、取りあえずは何らかの周知等をして実態調査をちょっと行って見て、本当のところはどうかということ調べてみる必要があると考えております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 持ち時間があまりないものですから、ちょっと行ったり来たりするかもしれません。

ちょっと市長に聞きたいと思います。給料の関係です。新給料制度については、当時一部の団体において不適切な諸手当の支給や昇給、昇格、運用等があり、住民の著しい批判を受けたことで年功序列的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給料表構造への転換、勤務実績での給与への反映、地域民間給与水準のよりの確な反映を行うためにされたものだと思っております。当時、市長も職員として在職されており、これは何十年ぶりの非常に大きな給与制度の改正で、全職員に制度内容を説明したので御存じかと思えます。

ここからなのですけれども、不適切、不適正な昇給運用が問題になって、新給料制度でその取扱いについて細部まで規定することになったのに、現在には拡大解釈をして不明瞭で曖昧な運用を行っていると思うのです。給与構造改革により、新給料制度になった経過を踏まえて、現在行っている運用が誰が見ても適切と言える内容だとお考えなのか、また今後、国や道から昇給の運用等について指導

を受けることがないと言い切れるのか伺いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほど総務課長のほうからも御答弁いたしました。人事評価については実施していないということでございます。勤務成績に応じまして予算の範囲内ということで現在実施しているところでございます。人事評価は行っていないものの、勤務意欲、また能力、そして姿勢です、仕事に対する姿勢、こういったものについて見ながら、また場合によっては所属長のお話を聞くなどして、また部下の指導法、そういったこと、広範囲にわたって私も見ながら、また分からない部分を聞きながら、そういった努力などによって勤務成績ということで反映させております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） この昇給による影響額とちょっと概算でちょっと積算をしてみたのです。この昇給による影響は、単年度では終わらない。退職するまでの期間続きます。退職金にも影響します。仮にA区分だけで概算で計算してみますと、本来4号俸上がる給料が8号俸上がりますので、その差は人によりますが、月額2,500円から4,000円程度、仮に。年額にするのには給与とボーナス、そして法定福利費を加えますと、月額の大体20倍程度。それに退職までの年数が10年から15年と仮定して、3年間のA区分の人数が分かっているだけで24人。先ほどの人数はもっと増えていますけれども、24人ですので、これらを掛け合わせますと影響額はこれだけで数千万円になります。これに退職金への跳ね返り、B区分の方を加えると影響額はもっと増えます。これらの支払に係る原資は、市民の税金や地方交付税を通しての国民の税金です。こんなに大きな影響があるのに、前回の答弁ではあろうと解釈していますとか、できるものだと考えておりますですとか、証明書の作成を市長、副市長の面談に代えたりだの、非常に不明瞭

で曖昧な運用をしています。ある市民は、このことを聞いてちょっと憤慨をしておりました。このようなことで市民への説明責任が果たせるのでしょうか。影響額と市民への説明責任について答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 今、影響額と説明責任ということで議員おっしゃりました。私どものほうとしては、あくまでも人事評価はしてはおりませんが、その他の人事評価によらないところの評価を適正にしたという、今までの答弁もそうなのですけれども、解釈でおりますので、誤ったことだとかやっではないけなことをしたという認識は持ってはいないというところでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ⑦のところなのですけれども、面談結果を所属長に伝えたのかという、あと辞令は必ず所属長から交付しているのか。これ質問したのは、実は私、令和3年3月まで課長として市役所に在籍していました。令和2年の12月頃に、職員の一定数について昇給を2倍にするといううわさを聞きました。当時は令和3年度から、2年度ではなくて3年度から人事評価を取り入れるのかと思いましたが、令和2年度から、昇給日と言いますと令和3年1月1日から行う可能性もありますので、もしそうであれば指摘をしなければならぬと思っておりました。当時、職員の昇給辞令は課長から交付していましたので、令和3年1月1日の昇給辞令を交付するときに確認をしようと思っており、課内職員の辞令を渡されるのを待っておりましたが、結果として渡されることはありませんでした。課長から課内職員に辞令を渡すことについては、別に規則で決まっているわけではありませんので、当時は市長が変わったから辞令の交付方法も変えたのかなと思っておりましたが、議員になってからも、令和2年度から相当数の職員の昇給を1.5倍から2倍にしており、一部の職員に不満が出ているという話を聞き、質問と調査をさせてもらっ

たものです。したがって、私から令和3年1月1日の昇給辞令を課内の職員に交付した事実は絶対にありませんし、課内職員の勤務成績について市長、副市長、総務課長から聞かれたこともありません。この部分については、9月定例会で答弁された内容と明らかに違いますけれども、説明をお願いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいまの昇給の辞令、この辺、内容について所属長に当時、企画財政課長でしたか、松井課長のほうに、当時の課長のほうに報告がなかったのか、なされていないということでの御質問でございませぬけれども、私も令和2年の11月に副市長に就きまして、その後、これは言い訳になるかもしれませんが、翌年度の新規事業のヒアリング、それから予算査定、そういった形のものの中で、多忙の中でこの1月1日の昇給の部分についての考え方もまとめなければならぬ、そういうこともございました。そして、市役所の3階にございました企画財政課、総務課、こういった部分につきましては、日常的に私のほうでも職員のそういった勤務実態、そういったものは把握したつもりでございませぬ。ほかの課についても同様でございまして、所属長の御意見などを聞き、その聞いた中でさらに必要な部分につきましては、主幹もしくは主査、個人的にお話を聞いた中でこの昇給という部分についての考え方を整理させていただき、総務課、市長とともに決定をさせていただいたと、そういうことでございませぬ。

松井課長、当時の課長に対してそういった報告がなかったということにつきましては、明らかに失念していたのかなと、そのように思いますが、先ほどお話いたしましたように、同じ課の3階のフロアの中で私自身、しっかりとその職員の部分につきましては見させていただいたと、そういうことでございませぬ。その失念につきましては、大変申し訳なく思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さんの質問を打ち切ります。

質問順序 4、議席番号 2 番、佐藤良治さん。

一つ、環境美化活動などに対する支援について。

一つ、広聴活動の取組について。

一つ、子育て支援の取組について。

一つ、消防力の充実と広域化の取組について。

以上、4 件について。

佐藤良治さん。

○2 番（佐藤良治君） 改めまして、お疲れさまです。このたびの定例会につきましては、本年最後の定例会になります。このことから、私の今回の質問につきましては、第 2 回、第 3 回定例会に引き続き、一部ではありますが、これまでの質問内容を振り返るものとなっております。このことから、限られた時間ではありますが、本市のまちづくりについて建設的で有意義な議論を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして一般質問いたします。

件名 1、環境美化活動などに対する支援について。

各町内会やボランティア団体などにおいて、花の植栽事業やごみ拾いなど、様々な地域活動が行われております。そこで伺います。

①第 2 回定例会において、きれいなまち並みを維持、継続するため、関係団体への支援拡充などの必要性について一般質問したところ、支援拡充の検討を行うとの答弁がありましたが、その後の検討状況を伺います。

件名 2、広聴活動の取組について。

市民の方々の声を広く聞く広聴の取組は、まちづくりを進める上で重要と考えています。そこで伺います。

①11月29日開催の行政常任委員会において、企画財政課からまちづくり懇談会を開催する旨の口頭説明を受けました。そのまち

づくり懇談会について、市から市民の方々に対して、具体的にどのような内容を情報提供される予定なのか伺います

②市では、市民と協働で創るまちづくりを推進するため、ふれあい市長室を実施しています。本年度のふれあい市長室の活用実績を伺います。

件名 3、子育て支援の取組について。

今後建設予定の児童センター等一元化施設は、本市の子育て支援、少子化対策の一翼を担う施設になってくるものと考えています。そこで伺います。

①第 3 回定例会で子育て支援などを含めた本市の少子化対策について一般質問したところ、具体的には、今後建設予定の児童センター等一元化施設において、特徴ある子育て支援ができるよう検討を進めるとの答弁がありましたが、現在の検討状況を伺います。

件名 4、消防力の充実と広域化の取組について。

本年、歌志内市消防創立 100 周年の節目の年を迎えられましたが、消防を取り巻く環境は、救急需要の増加や災害、事故への役割の多様化など、消防が担う役割はますます重要になっています。そこで伺います。

①総務省では、消防の広域化の取組を推進していますが、本市において、現在、広域化に関する検討等がなされているのか伺います。

②消防力の充実には、財政事情も踏まえ、消防装備品の高価格化、また、救急需要の増加や災害対応など、市民からの消防ニーズを満たすためには、将来的には消防の広域化が必要不可欠と考えますが、見解を伺います。

以上 4 件、6 項目の質問につきまして、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから、件名 1、環境美化活動などに対する支援について、件名の 2、広聴活動の取組について御答弁申し上げます。

まず、最初の件名の1、①の支援拡充の検討についての検討状況でございますけれども、町内会、自治会や市内のボランティア団体の皆様方が取り組まれている地域の環境美化活動などにつきましては、きれいで住みよいまちづくりに大きく貢献され、その活動に対し改めて敬意を表するところでございます。花の植栽事業やごみ拾いなど、地域の環境衛生や環境美化活動に対する新たな支援制度などの検討に対しましては、行政常任委員会をはじめ決算審査特別委員会においても議員各位から、さらに関係団体からも御意見をいただいております。このため、寄せられている意見等であります地域における除雪や草刈り、花の植栽や花壇造り、ごみ拾いなどの地域の環境美化などについて企画調整会議において関係所管で具体的な支援等について検討を進めるよう、情報共有を図っております。今後、新年度予算への反映も含め協議を進めることとしております。

次に、件名2の広聴活動の取組についての①まちづくり懇談会の内容でございます。まちづくり懇談会につきましては、初めての開催となりますが、まちの将来について市民と行政が情報共有を図り、市民主体のまちづくりを推進するため、市長が市民と直接意見交換を行う機会として開催するものであります。市から市民の皆様へ情報提供する内容につきましては、今のところ児童センター等一元化施設の建設やかもい岳スキー場及びかもい岳温泉の当面の動きなどの情報提供を予定しております。

続きまして、②でございます。ふれあい市長室の活用実績についてでございます。ふれあい市長室は、市政やまちづくり等に関し、市民の意見を幅広く聞き、市政に反映させるため、各種団体や市民グループ等と市長が直接意見交換を行うことで、市民参加のまちづくりの推進を図ることを目的に平成27年度から実施しております。本年度における現時点での開催実績はございませんが、1件の団体からの申込みがあり、現在、日程調整を

行っており、年度内での開催を予定しております。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 件名の3の①子育て支援の取組につきまして、私のほうから御答弁いたします。

本市における子育て支援の取組につきましては、第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画に沿って実施しておりますが、このたび児童センター等一元化施設が歌志内学園及び認定こども園に併設されることで、より幅広い子育て支援が可能になると考えております。これまでのところ、特徴ある支援内容について具体的な考え方はまとまっておりませんが、引き続き教育委員会など関係所管と連携し検討してまいります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） 私からは件名4、消防力の充実と広域化の取組について①、②について御答弁申し上げます。

初めに、件名4の①消防の広域化の検討がなされているのかについてでございますが、消防の広域化につきましては、第3次北海道消防広域化推進計画において、当市は重点地域に指定されていることから、現在、正式な協議は行っておりませんが、他の重点地域の動向も含め、広域化に伴う諸課題の調査・検討を進めているところであります。

次に、②の広域化の必要性に対する見解についてでございますが、近年における全国的な人口減少により、各自治体の消防におきましても管轄人口の減少が見込まれております。このことは当市でも例外ではなく、消防力の維持強化を図るため、広域化は将来的に必要な施策であると捉えております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、冒頭に申し上げましたとおり、これまでの経過を含めまして再

質問させていただきます。

まず、件名1の環境美化活動に対する支援についてでございますが、この質問につきましては、第2回定例会で質問させていただいたものでありますが、夏には市内の花壇にきれいな花が咲きまして、道行く人たちからはきれいですねと声をかけられる機会がございました。頂戴した答弁では、前向きに予算反映も含めて検討いただいているとのことであり、これ以上の再質問はいたしません。

正直、現在、令和6年度の新年度予算編成作業が行われており、この支援制度に係る予算が計上されるものと期待しているところでございます。

1点、以前の質問の中でもお願いしていたところでございますが、やはり支援を受ける側の声を聞いて、支援を受ける側の視点で制度内容を検討することが必要と考えております。全ての意見を反映させるのは困難ということは承知しておりますが、可能な限りお聞きした意見を酌み取っていただき、継続した取組ができるような支援について引き続き御検討いただければと思います。

次に、件名2の広聴活動の取組についてでございますが、この質問につきましても、私、第2回定例会において市民の声を聞く機会を設ける重要性について質問させていただき、そして検討していただいた結果開催することになり、私自身、さきで開催された行政常任委員会で報告を受け、正直安心したところでございます。答弁の中では、市からの情報提供として児童センター等一元化施設の建設やかもい岳スキー場ですか、かもい岳温泉の当面の動きなど、市民の方々に情報提供されるところでありました。

私は、市からの情報提供も大事ではありますが、その情報提供した内容について市民の方々の考え方を聞く、市民の率直な声を聞くことも重要と考えております。これ以上の答弁は求めませんが、このことから市民との会話によるキャッチボールをしっかりとお願い

するものでございます。

私たち市議会も、先日、議会報告会で、市内3か所で開催しました。正直、参加者は少なかったですが、どの会場も予定時間を大幅に超えて市民の方々の声を聞いてまいりました。私は、改めて市民の声を聞く重要性を再認識したところでございます。このたびのまちづくり懇談会、懇談会の開催を契機として次年度以降も継続した取組をお願いするとともに、本市の現状、課題などについて、建設的で実りある懇談会となるよう期待するところでございます。

次に、②のふれあい市長室の関係になりますが、ホームページでは、これホームページに記載されている内容をちょっと読み上げますが、「市ではこれまで市民と共同でつくるまちづくりを推進するため、地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換、各種懇談会などを開催してきました。本年度よりこれらに加え、幅広い年齢層や職種、または団体、グループの皆さんと市長が気軽に話せる場としてふれあい市長室を企画しました。どうぞお気軽にお申し込みください」とホームページに掲載されております。答弁の中では、本年度の活用実績が現時点ではないものの、1件の団体から申込みがあり、現在、日程調整を行っているところでございますが、これ活用実績が少ないのは非常に残念なことであります。これ対象が基本的におおむね5名以上の団体、グループが対象となっておりますが、私は内容がまちづくりに関するものであれば個人でも対象にしたらどうかという考え方を持っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩を取らせていただきます。

午後 3時04分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうからはふれあい市長室の参加される方、個人でもいいのではないのかという話でございますけれども、ふれあい市長室につきましては、議員も御認識のとおり、市民と協働でつくるまちづくりを推進するため、各種団体、グループの方々と市長が直接気軽に話せる場として設けているところでございます。言われたとおり、対象、基本的には5名以上という団体ということにしておりますけれども、一人で1対1での話合いということではなく、複数の方々から様々な御意見をいただきたいと。それによりまして協働のまちづくりをより推進していきたいと考えております。

市のホームページには、このほかにまちづくりの意見箱ということで設けさせてもらっておりまして、個人の方からのまちづくりに対する御意見、例えば市政に対する意見が述べられる、そういった仕組みも用意しております。もっともっとPRしていきたいとは思っておりますけれども、したがって現状では市長と1対1での形でそういった場を設定するという事は考えておりませんが、ただそういった御要望が市民の方から多く寄せられるような状況があれば、そういったことも今後考えていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 私は、より充実したまちづくりを進めるためには、やはり一番は市民との対話が必要と考えております。本年度の市政執行方針では、多くの市民と直接の対話を進めると掲載されております。柴田市長には、ぜひこの市民との直接の対話を積極的にあらゆる機会を通して進められるようお願いしたいと考えております。

次に、件名3、子育て支援の取組についてでございます。今後、建設予定の児童センター等一元化施設については、さきに開催さ

れた議会報告会の中でも多くの時間を割いて参加者からいろいろな意見があつところでございます。

このたびの子育て支援の取組に関する検討状況につきましては、さきの第3回定例会においても質問した内容であり、それから3か月程度しか経過していないので、先ほどの答弁では、具体的な考え方についてはまとまっていないとのことでありました。状況はこの答弁で、そう時間が経過していないので理解するところではあります、もう一度ちょっと確認を含めてお聞きしますが、現状では第2期歌志内子ども・子育て支援事業推進計画に沿って子育て支援の取組を進めているものと思っておりますが、今後、教育委員会などの関係機関と連携して検討を進めるに当たり、現に子育て真っ最中の家庭など、支援を受ける方々の考え方も聞いて制度設計を組み立ててほしいと思っておりますが、そういった考え方について広く意見を聞く考え方を持たれているのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 私たち担当所管としましても、佐藤議員同様、認識を持っておりまして、先ほどの答弁と重複する部分がありますが、児童センター等一元化施設が歌志内学園、認定こども園に併設されることで、子供たちの交流の場、地域との交流など、これまで以上に幅広い子育て支援が可能になると考えております。現状では、第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画に沿って各種施策を進めており、これまでの支援内容踏まえて、広く関係する方と意見を交換して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 児童センター等一元化施設については、何度も申し上げますが、多くの市民の方々が興味を持たれています。市民の方々には、広報紙などで情報提供してありますが、方向性としては、建設することで基本設計、そして現在は実施設計が行われて

おり、ここに至るまでに多くの関係者で議論を重ね今に至っているものと考えます。私は、体育館や児童センターなどの施設の老朽化が進む中、子供たちにとって必要な施設であるものと認識していますが、施設を建設して、そこでどのような特色ある取組を進めるのが大切と考えています。どのようなイメージを描かれているのか、子供たちのみならず地域の方々に愛される施設づくりをどのように進める考え方なのか、抽象的な質問になってしまいますが、施設整備を所管する教育委員会、教育長、子ども・子育て支援に関しては福祉事業課が所管されると思いますが、教育委員会としてどのような施設づくりを目指すのか、教育長としての見解をお聞きできればと思います。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） この一元化施設ですけれども、確かにいろいろな子供たち、そして今現在、学校においてもなかなか問題を抱える子たちもたくさんおります。それらの子供たちが特にこの歌志内としては、縦に長い距離で、一度下校してしまうとなかなか友達同士近くで遊ぶことができない、いわゆる遊びの場というものの保証をなかなかできない部分がございます。そういう意味で、あの場所に建設させていただいて、そして放課後も含めた学び、そして遊びの場というところも設置も考えながら、施設も十分活用していきたいなと考えているところです。

前段の問題を抱えた子というのは、私の中では、いわゆる教育委員会としては、適応指導教室的なものがそこに設置をできて、学校に来れない子供がいた場合には、それらの子供たちを指導していく、または相談施設としても、そこで保護者との相談ができるような環境を構築できていったらいいなと、頭の中ではそのように考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 教育長、ありがとうございます。

先ほどの件名1の市民の声を聞く話になりますが、何度も言うように児童センター等一元化施設の建設は、多くの市民の方が興味を持たれております。私は、今、教育長が答弁された内容について、施設を建設して子供たちのみならず地域の方々に愛される施設づくりについて、今答弁された内容を含めて市民の方々に伝え、声を聞くことが必要と考えております。再度の答弁は求めませんが、私は子供たちにとって、多くの市民の方々、そして地域のために必要な施設と思われるような取組を進めていただきたいと思います。

次に、件名4、消防力の充実と広域化の取組についてでございます。

まず、本年、歌志内市消防創立100周年を迎えられ、9月に多くの関係者の方々が記念式典に集い、これまでの消防の歴史を振り返るとともに、また消防職団員や関係団体の方々の功績を讃え、表彰式が取り行われました。改めて100年という長い歴史、またこの間、様々な関係者の方々の御尽力に敬意を表するところでございます。

神消防長におかれましては、この100年という節目に当たる年の消防長として感慨深いものがあるかと思うところでありますので、100周年を迎えられたことにつきまして、消防長としての見解といたしますか、今後、さらなる消防力充実に向けて決意をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） 当市において、消防創立100周年を迎えられましたことにつきましては、多くの先人の皆様方の一方ならぬ努力、御尽力の賜物であると思っております。心から敬意を表するところでございます。

また、今後におきましては、そういった先人の皆様方の防火、防災に対する御意思をしっかりと受け継ぎ、市民の安全・安心を確保するため、より一層消防力の充実、強化に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 力強い決意、ありがとうございます。

さて、消防の広域化についてでございますが、国の地方財政審議会、本年7月に開催された審議会の説明資料において、消防の広域化の現状や消防力強化に関する事、また国からの財政支援に関する事など、これまで細かく検討委員会で議論されてきた内容が地方財政審議会の説明資料として配付され、消防の広域化の必要性について説明されております。

このほかには、総務省では、消防の広域化に関して各種通知や関係資料を何度も発出されており、国は消防の広域化を積極的に推進しているところであり、また答弁の中でもございましたが、第3次北海道消防広域化推進計画において、本市は重点地域に指定されているところでございます。しかし、私は正直、単独で消防を維持できるうちは、やはり住民サービスを維持していくという観点から、単独消防の取組がよいのではないかなと考えているところであります。将来的な市の財政事情、消防ニーズの多様化など、いずれは広域化が必要な時期を迎えるのではないかなと考えているところであります。

このような考え方の中、再度の質問をさせていただきますが、私が承知している中では、過去に消防の広域化について、2度ほど近隣自治体と協議したものと承知していますが、現在は正式な協議は行われていないが、広域化に伴う諸課題の調査や検討を進めているとの答弁でありました。

このような状況の中、より踏み込んだ内容での協議は全く行っていないのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、また議員からもおっしゃいましたけれども、正式の協議を行っておりませんので、過去の広域化の協議での諸課題の

再確認や再検討、今後におきます消防施設整備計画などの情報交換など、事務レベルで行っておりますが、正式な協議は一切行っておりません。

以上です。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 広域化の協議については、相手があることからなかなかスムーズに進めることは難しいと思いますが、本市の消防では、冬期間の降雪時には消防職員の方々が高齢者の方々の家を回り、軒先からの落雪事故を防止するという観点から、危険な場合は、軒先の雪を下ろすなどの作業を行っているものと承知しています。広域化になった場合、こういったサービスが継続されるのか心配な部分もあります。

このような状況から、私は本市の消防については、一言で申し上げますと、福祉的な要素を備えた福祉消防。本来業務のほかにそういったお年寄りに寄り添う、市民の方々に寄り添った活動を行う消防といった認識を持っています。しかし、消防が広域化された場合、こういった取組を維持、継続するためには、広域消防になった場合のメリット・デメリットを洗い出し、より踏み込んで将来に備えた協議を進める時期を迎えているのではないかなと考えておりますが、見解をお伺いできればと思います。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 佐藤議員ほうから、歌志内も広域的な考え方についてまとめていく時期を迎えているのではないかなということでの御質問だと思います。

先ほどおっしゃられましたように、御承知のとおり、まず最初、最初といいますか、平成24年に砂川消防に上砂川町と私どもがということでの話合いがありました。その際は、私どもは見送り、上砂川町は平成24年4月に砂川広域のほうに入られたという経過がございます。そして、直近におきましては、令和4年の11月ですか、令和4年度に消防の指令台の広域化という一つの課題を、

一つにコンパクトにした中で、その中での砂川市、滝川市、当市、副市長の話合いといえますか、協議が進められた経過がございます。これにつきましても、いろいろと当市におけるメリット・デメリット、必要性、そういったものを話し合った中で、今回、当市におきましては見送るということで、最終的には首長会議の中で導入については見送るという形で結論づけたところがあります。

ただ、広域化につきましては、やはり私も消防長といろいろと協議、内部協議については、ざっくりな部分ではありますけれども実際に進めておきまして、広域化を進めるとした場合の事務のスケジュール、こういったものについては消防本部のほうでしっかりと検討されているところでございます。

それで、先ほど佐藤議員おっしゃられますように、自賄いできるのであれば、そのほうがサービスの維持ができるのではないかと、それにつきましては、ごもっともなことだと私も思っております。ただ、今後の財政を考え、施設の老朽化、そういったものを、また市に対するそういった救急等のサービスを考えたときに、どのタイミングで広域化が必要なのか、歌志内単独で難しくなるのかということの部分はしっかりと考えていかなければならないなと思っております。

先ほど御答弁いたしましたように、広域化に向けた市としての考え方について、今、全く考えていないということなくして、こういった形が望ましいのかということにつきましては、現在、検討は行っているということで御答弁申し上げます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 消防の広域化に関しましては、いろいろと事前調整含めて、時間をかけて協議をすることが必要になってくるものと考えております。特に本市のように高齢者が多いまちでは、現在救急車2台体制としておりますが、広域化した場合、救急車2台体制が維持可能なのかどうかなど、多くの内容について協議を要することになるものと

考えます。

このような中、お願いしたいのは、広域化を前提として協議を進めるのではなくて、広域化の是非を判断するための経過として、将来に向けて協議を進めていただければと思います。

先ほども質問の中で申し上げたとおり、救急需要の増加、災害・事故への役割の多様化など、消防が担う役割は重要になっております。特に本市のように高齢者が多いまちでは、当然のことながら、その役割はますます重要になってくるものであります。

消防関係者の方々には、市民の生命と財産を守るため、日々訓練や啓発活動を含めて御尽力されていることは承知しています。引き続き、これまで以上に市民に寄り添った取組をお願い申し上げるとともに、消防の広域化に関しましては、将来を見据えたそう遠くない、近い将来を見据えて取組を進めていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上をもって、私からの一般質問を終えさせていただきます。このたびは、ありがとうございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（本田加津子君） お諮りいたします。

本日の議事日程にありますが議事が終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

延 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時31分 延会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 佐 藤 良 治

署名議員 下 山 則 義